

第 7 回

熊本県議会

# 決算特別委員会会議記録

平成25年10月28日

(平成24年度決算)

(教育委員会・環境生活部・各種委員会等)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 7 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成25年10月28日（月曜日）

午前10時1分開議  
午後0時5分休憩  
午後1時1分開議  
午後2時5分休憩  
午後2時12分開議  
午後2時32分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第26号 平成24年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第29号 平成24年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第30号 平成24年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第34号 平成24年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第40号 平成24年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(11人)

委員長 松田三郎  
副委員長 森浩二  
委員 前川 收  
委員 小杉 直  
委員 岩中伸司  
委員 氷室雄一郎  
委員 小早川宗弘  
委員 山口ゆたか  
委員 増永慎一郎  
委員 磯田 毅  
委員 杉浦康治

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 谷崎淳一  
政策審議監 末廣正男  
環境局長 村山栄一  
県民生活局長 佐藤祐治  
首席審議員兼  
環境政策課長 宮尾千加子  
水俣病保健課長 田中義人  
水俣病審査課長 中山広海  
環境立県推進課長 福田 充  
環境保全課長 松田隆至  
自然保護課長 江上憲二  
廃棄物対策課長 坂本孝広  
首席審議員兼  
公共関与推進課長 中島克彦  
くらしの安全推進課長 石崎尚喜  
消費生活課長 杉山哲恵  
男女参画・協働推進課長 大谷祐次  
人権同和政策課長 中富恭男

教育委員会

教育長 田崎龍一  
教育理事 柳田幸子  
総括審議員兼教育指導局長 瀬口春一  
教育総務局長 柳田誠喜  
教育政策課長 能登哲也  
学校人事課長 山本國雄  
社会教育課長 福澤光祐  
文化課長 小田信也  
施設課長 清原一彦  
高校教育課長 上川幸俊  
政策監兼高校整備推進室長 田村真一  
義務教育課長 緒方明治  
特別支援教育課長 高橋次郎

人権同和教育課長 池 田 一 也  
 体育保健課長 平 田 浩 一  
 出納局  
 会計管理者兼出納局長 伊 藤 敏 明  
 会計課長 福 島 裕  
 管理調達課長 前 野 弘  
 人事委員会事務局  
 局 長 鷹 尾 雄 二  
 総務課長 吉 富 寛  
 公務員課長 與 田 博  
 監査委員事務局  
 局 長 本 田 惠 則  
 首席審議員兼監査監 富 永 正 純  
 労働委員会事務局  
 局 長 西 岡 由 典  
 審査調整課長 橋 本 博 之  
 議会事務局  
 局 長 長 野 潤 一  
 次長兼総務課長 後 藤 泰 之  
 議事課長 佐 藤 美智子  
 政務調査課長 新 義 明

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 伊 藤 敏 明  
 会計課長 福 島 裕

監査委員事務局職員出席者

局 長 本 田 惠 則  
 監査監 瀬 戸 浩 一

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上 野 弘 成  
 議事課課長補佐 小 夏 香  
 議事課主幹 黒 岩 雅 樹

午前10時1分開議

○松田三郎委員長 それでは、ただいまから第7回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前に教育委員会の審査を行い、午後から環境生活部及び出納局と各種委員会

等の審査を行うこととしております。

それでは、これより教育委員会の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、大変お手数ではございますが、最初に一度だけ立っていただきまして、どこで、どなたが説明なさっているかがわかるようにしていただきたいと思いますが、その後は、説明は着座のままで簡潔にお願いいたします。

それでは、教育長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、田崎教育長、お願いいたします。

○田崎教育長 おはようございます。それでは、着座のままで御説明をさせていただきます。

平成24年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、教育委員会関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

決算特別委員長報告第4の1「収入未済の解消については、未収金対策連絡会議における徴収ノウハウの共有化や各課独自の工夫等により着実な改善が図られつつあるが、歳入の確保及び公平性の観点から、さらに徹底した徴収に努めること。」について御説明いたします。

未収金解消の問題につきまして、まず、育英資金貸付金においては、毎月の滞納発生後直ちに本人、連帯保証人、保証人に対して催告を実施し、滞納の早期解消に努めています。

また、所在が不明な滞納者の所在の把握や生活困窮の申し出があった者の事実確認を行うなど、債権管理の徹底に努めています。

長期滞納者や非協力的な者につきましては、法的措置として支払い督促申し立てを行い、支払い督促後納入がない者については、強制執行申し立てにより、給与や自動車、土地などを差し押さえ、未収金の回収に取り組んでおりますが、滞納者及び未収金が減少に転じるなど、一定の成果が出ているところでございます。

また、定時制通信制修学奨励資金につきましても、債務者の状況を踏まえ、各事案ごとに対応方針を定めて未収金回収に取り組み、育英資金に準じた法的措置により、一部の債務者については返還が完了するなど、一定の成果があらわれているところです。また、債務者所在不明の事案等につきましては、所在を突きとめ、債務承認等により時効を中断するなど、適切な債権管理に努めています。

次に、スクールカウンセラー報酬等返還金につきましては、債務者の平成23年の就業開始を契機に、計画的な分納を指導し、現在、計画に従い、確実に返還されているところで

最後に、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金の未収金につきましては、関係市町村教育委員会等を通じて、未納者への催告強化や分納誓約書の徴取及び分納指導等の働きかけを行っております。

また、未収金特別対策として、関係市町村の担当者と共同して、未納者に対する戸別訪問を実施し、生活状況等を把握した上で、状況に応じた返還指導等を行い、未収金の解消に取り組んでおります。

次に、報告第4の2「用地取得や関係機関との協議に不測の日数を要した等の理由により多数の事業繰り越しが発生しており、より効率的、計画的な事業執行を行い、可能な限り事業繰り越しが生じないよう努めること。」について御説明いたします。

まず、可能な限り事業繰り越しが生じないよう、工事等について、早期発注を行うこと

で不測の事態にも早期に対応するように、計画的に事業を執行することとしております。

また、小規模な複数の事業箇所を地域ごとに1つにまとめることで事業本数を減らし、効率的な発注を行っているところでございます。

次に、報告第4の3「行政文書の管理について、支出負担行為書等の書類の紛失が発生しており、熊本県行政文書等の管理に関する条例等に基づき、文書を適切に保管、管理すること。」について御説明いたします。

まず、支払い手続を行う場合、支出命令書に支出負担行為に係る書類を添付し、会計課に持ち込むことになっておりますが、支払いの手続完了後の書類返却の確認や書類の整理、保管が不十分であったことが紛失の原因と考えます。その後の搜索の結果、昨年11月8日に書類を発見することができました。

会計書類のみならず、行政文書については、所定の場所への保管を徹底するとともに、会計課へ書類を持ち込む場合には、返却の確認を徹底し、書類の所在を明確にするなど、再発防止対策に取り組んでおります。

今後は、このような事態が発生しないよう、行政文書管理規則の規定に従い事務を執行するとともに、会計課からの返却確認や書類所在の明確化に努めてまいります。

次に、報告第4の15「スポーツの振興、競技力向上のため、小学校から中学、高校、大学まで一貫した選手育成や関係団体と連携した取り組みを進めること。」について御説明いたします。

本県の競技力向上に向けては、県体育協会と連携し、各競技団体を対象に一貫指導体制整備事業を実施しております。内容は、小中学校を対象にしましたジュニア育成、高等学校を対象にしたジュニア強化、強化指導者派遣であります。

平成25年度の東京国体における少年種別の順位では、男子が25位であり、昨年の岐阜国

体35位から順位を上げております。女子は、昨年の11位から大きく順位を下げ、34位という結果であり、十分な成果が得られませんでした。今後とも各競技においてさらなる普及と強化が必要であり、県体育協会と連携し、一貫指導体制整備事業を実施してまいります。

次に、平成24年度熊本県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算のうち、教育委員会関係の概要について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の1ページをごらんください。お手元の資料でございます。1ページ、お願いをいたします。

そちらに24年度歳入歳出決算総括表がございます。これに従って御説明をいたします。

歳入は、一般会計、特別会計を合わせた予算現額337億4,235万4,000円に対しまして、調定額350億409万円、収入済み額348億3,316万2,000円、収入未済額1億7,092万8,000円、収入率99.5%となっております。

歳出は、一般会計、特別会計を合わせた予算現額1,573億782万3,000円に対しまして、支出済み額1,542億4,233万7,000円、翌年度繰越額17億1,180万円、不用額13億5,368万6,000円、執行率98.1%となっております。

繰越事業は、主な内容としまして、校舎新・増改築事業、県立高等学校施設整備事業、耐震改修事業等となっております。年度内に整備をすることが困難であったため、繰り越したものでございます。

以上が教育委員会関係の平成24年度の決算概要でございます。

なお、詳細につきましては、この後、各課長から御説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○松田三郎委員長 引き続き各課長から説明をお願いいたします。

○能登教育政策課長 教育政策課長の能登で

ございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。それでは、座らせていただいて御説明させていただきます。

まず、教育政策課では、定期監査における公表事項はございません。

次に、説明資料2ページの歳入について御説明いたします。

使用料及び手数料は、教育センターにおける行政財産使用料でございます。

財産収入は、教育事務所長宿舍及び教職員住宅の家屋貸付料並びに県有地の土地貸付料でございます。

諸収入は、教育委員会ホームページなどへのバナー広告料などでございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、説明資料3ページの歳出について御説明いたします。

教育委員会費は、教育委員への報酬、教育委員会運営費でございます。

事務局費は、課及び教育事務所の運営費、熊本県教育情報化推進事業、県立学校校務情報化推進事業等に係る経費等でございます。

不用額の主な内容は、経費節減に伴う執行残及び入札に伴う執行残でございます。

教職員人事費は、教職員住宅に係る経費及び教職員福利厚生事業費等でございます。

不用額の主な内容は、廃止した住宅解体の入札に伴う執行残及び教職員住宅修繕費の執行残でございます。

4ページの教育センター費でございます。

教育センターの運営費、教職員研修等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、経費節減に伴う執行残及び入札に伴う執行残でございます。

恩給及び退職年金費は、共済制度発足前の退職者やその遺族に対する恩給、扶助費でございます。

不用額は、受給者の年度途中の死亡が見込みを上回ったことによる執行残でございます。

す。

教育政策課は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○山本学校人事課長 学校人事課長の山本でございます。着座のまま御説明申し上げます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、歳入について御説明申し上げます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

まず、使用料及び手数料でございますが、主なものとしたしましては、教員免許授与などに伴う教員免許更新手数料や県立学校入学金でございます。

次に、6ページの国庫支出金でございます。

主なものとしたしましては、公立高等学校の授業料無償化に伴う授業料不徴収負担金、義務教育教職員の給与に係る義務教育学校職員費負担金及び次の7ページの最初のところでございますけれども、日本人学校派遣教員の給与に係る在外教育施設教員派遣事業委託金でございます。

次に、同じく7ページの財産収入でございますが、主なものとしたしましては、特別支援学校での作業実習に係る実習生産物売り払い収入でございます。

次に、諸収入でございますが、主なものとしたしましては、次の8ページになりますが、下から2つ目になりますけれども、県立学校の売店の電気料、また、熊本市の政令市移行に伴う協議書に基づき県が行った教育職員免許法認定講習や教員採用選考考査に関する事務に係る熊本市からの負担金等の雑入でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、9ページをお願いいたします。

歳出について、主なものを御説明申し上げます。

ます。

まず、事務局費、教職員人事費でございますが、予算額及び不用額のほとんどが退職手当でございます。不用額につきましては、自己都合等の退職者が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

続きまして、小学校費、教職員費、中学校費、教職員費及び次の10ページ1行目になりますが、高等学校費、高等学校総務費でございますが、不用額は、いずれもそのほとんどが教職員給与費、人件費の執行残でございます。

教職員給与費につきましては、年度途中での休職や育児休業等による変動が発生するため、最後まで一定額の予算を確保しておく必要がございます。結果的に執行残が大きくなったものでございます。

今後とも人件費等の予算計上に当たりましては、できるだけ執行残が小さくなりますよう努力してまいりたいと考えております。

次に、同じく10ページの全日制高等学校管理費、定時制高等学校管理費、通信教育費でございますが、これは、高等学校の光熱水費や事務経費等、学校の管理運営に係る経費でございます。不用額は、各学校におきまして、光熱水費や事務経費の節減に努めたことによる執行残でございます。

最後に、特別支援学校費でございますが、これは、特別支援学校に係る教職員の人件費及び学校の管理運営費などでございます。不用額につきましては、教職員の人件費の執行残と管理運営費の経費節減による執行残でございます。理由につきましては、先ほど御説明いたしました高等学校の人件費及び管理運営費と同様でございます。

学校人事課は以上でございます。

御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○福澤社会教育課長 社会教育課長の福澤で

ございます。どうぞよろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、歳入について御説明いたします。

説明資料の11ページをお願いいたします。

まず、使用料及び手数料でございますが、主なものとしては、県立図書館の売店などの設置に係る図書館使用料でございます。

次に、国庫支出金でございますが、主なものとしたしましては、放課後子ども教室の実施に係る放課後子ども教室推進事業費補助及び防災教育キャンプの実施に係る青少年育成事業委託金でございます。

次に、12ページの財産収入でございますが、主なものとしたしましては、熊本県青年会館敷地の貸付料でございます。

次に、諸収入でございますが、主なものとしたしましては、平成23年度国庫補助事業の補助金額の確定に伴う市町村精算返納金でございます。

なお、収入につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、13ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

まず、社会教育総務費でございますが、職員給与のほか、社会教育及び生涯学習の振興に関する事業、生涯学習推進センター及び青少年教育施設の運営等に係る経費でございます。不用額が生じた主な理由は、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、図書館費でございますが、県立図書館の管理運営に係る経費でございます。不用額が生じた主な理由は、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、教育施設災害復旧費でございますが、芦北青少年の家落雷被害の復旧に係る経費でございます。

社会教育課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○小田文化課長 文化課長の小田でございます。着座して説明させていただきます。

まず、定期監査における公表事項について御説明申し上げます。

「平成24年度に、過失割合の高い人身事故が、通勤中に1件、私用中に2件発生し、過失割合の高い物損事故が、通勤中に2件、私用中に1件発生している。職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、事故原因に応じた具体的な交通事故防止対策を講じること。」との指摘がありました。

交通事故防止等の対策として、県警から講師を招き、事故の現状、事故防止に向けた研修会を実施しました。また、事故を起こした職員に対しては、所属長の説諭を行い、安全運転啓発及び公務員としての自覚と責任を促しました。今年度は、梅雨入りの機会に啓發文を発出するとともに、各発掘現場においては、毎日の始業、終業時の挨拶の中で、交通安全の啓発を徹底して行っております。これらの取り組みにより、本年度は、現時点まで加害となる事故は発生しておりません。

また、先般の監査委員監査を受け、事故の原因として疲労の蓄積等も一因であったことから、疲労蓄積の状態での自動車等の運転自粛や休日を含めた体調管理に十分努めるよう通知を行いました。

交通事故防止については、継続的に繰り返し職員の意識啓発に取り組むことが重要であると考えており、引き続き、研修会の実施や機会あるごとに啓發文等を発出して、交通事故防止に取り組んでまいります。

次に、説明資料の14ページの歳入について御説明いたします。

14ページの使用料及び手数料のうち主なものは、装飾古墳館観覧料及び美術館観覧料等でございます。

15ページから16ページの国庫支出金のうち主なものは、史跡等の重要文化財の保存に対

する国庫補助金である史跡等保存整備費補助、昨年7月の熊本広域大水害の災害復旧に対する国庫補助金である教育災害復旧費補助でございます。

また、17ページから18ページの諸収入のうち主なものは、国等からの発掘調査の受託に伴う発掘調査受託事業収入でございます。

歳入につきましては、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、19ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

まず、文化費のうち主なものは、国、県指定文化財の保存、整備に対して県補助金を交付する文化財保存整備事業、国等からの受託事業が主であります。公共事業に伴う埋蔵文化財発掘調査事業、鞠智城整備事業並びに文化課職員22名分の人件費でございます。

文化費の不用額のうち主なものは、需用費、委託料等の入札残と経費節減に伴う執行残でございます。

次に、美術館費のうち主なものは、展覧会事業費、細川コレクション永青文庫推進事業費並びに美術館職員18名分の人件費でございます。

美術館費の不用額のうち主なものは、需用費、委託料等の入札残及び経費節減等に伴う執行残でございます。

次に、教育災害復旧費でございます。

昨年7月の熊本広域大水害により被災した国史跡鞠智城跡の災害復旧費でございます。不用額のうち主なものは、委託料等の入札残でございます。

文化課については以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○清原施設課長 施設課長の清原でございます。座って御説明させていただきます。

まず、定期監査における公表事項につきまして御説明申し上げます。

「大津支援学校仮設校舎その他改修設計委

託について」設計委託、契約金額424万2,000円でございますが、「隣接する翔陽高校内のプレハブ校舎を仮設校舎として改修する内容であるが、建築基準法等の問題により施工を行っておらず、代わりに、大津支援学校内に教室の増築工事を行っている。設計委託については、関係法令の調査や将来計画の見通しなど、工事に必要な諸条件を事前に十分確認したうえで発注すること。」との御指摘でございます。

本事業は、大津支援学校の教室不足対策として、平成25年4月から使用できるよう、平成24年度事業で同支援学校内への教室増設を予算化しておりましたが、近接する翔陽高校におきまして、事業終了により不要となりますプレハブ校舎を活用すれば、より多くの児童生徒の教室が確保でき、時間的、経済的に最良と判断し、翔陽高校のプレハブ校舎を特別支援学校用に改修する設計委託を行いました。

しかしながら、その後、プレハブ校舎改修の設計を進める中で、構造補強が想定以上の費用と工期を要することや消防法等による設備で費用が増大すること、通学バスの経路の問題等が明らかとなりました。このため、翔陽高校のプレハブ校舎活用を断念し、改めて大津支援学校内に教室等の増築設計工事を行ったものでございます。

計画を進めるに際しましては、翌年3月までの限られた工期と予算の有効活用を考える余地、関係法令や計画地周辺の状況、地元関係者の意見などについて、事前の確認が不十分であった面がございます。

今後、事業を行うに当たっては、関係機関との事前の協議をこれまで以上に行い、効率的、効果的な事業推進に努めてまいります。

次に、説明資料の歳入につきまして御説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございますが、主なも



のとしては、県立学校における売店等の使用料でございます。

国庫支出金でございますが、国庫負担金のうち県立学校災害復旧費負担金につきましては、昨年7月12日に発生しました熊本広域大水害によって被災した市町村立学校施設の災害復旧に係る指導監督事務に係る補助でございます。

また、国庫補助金でございますが、主なものとしては、特別支援学校整備費補助につきましては、特別支援学校整備事業に係る補助でございます。事業繰り越し等により減額しております。

21ページをお願いいたします。

財産収入でございますが、主なものとしては、財産運用収入といたしまして、校長宿舍の家屋貸付料、電柱等の設置に伴います土地貸付料でございます。

財産売り払い収入でございますが、県立学校校地の売却に伴う売り払い収入でございます。

なお、財産処分の詳細につきましては、後ほど附属資料において御説明申し上げます。

次に、諸収入でございますが、主なものとしては、県立学校にかかわる予算外の雑収入によるものでございます。

22ページをお願いいたします。

繰越金でございますが、前年度明許繰越分でございます。

以上、いずれも不納欠損額、収入未済額はありません。

続きまして、歳出につきまして、主なものを御説明申し上げます。

23ページをお願いいたします。

教育費でございますが、教育総務費のうち事務局費は、市町村の施設整備に係る指導、調査に要した経費でございます。

次に、高等学校費でございますが、全日制高等学校管理費は、県立学校の校舎管理に要した経費でございます。

24ページをお願いいたします。

学校建設費でございますが、阿蘇中央高校ほか57校の校舎等耐震改修事業施設整備など、高等学校施設整備事業に要した経費でございます。不用額を生じた主な理由は、入札等に伴う執行残でございます。

なお、翌年度繰越額の詳細につきましては、後ほど、特別支援学校費とあわせて、附属資料において御説明申し上げます。

次に、特別支援学校費でございますが、熊本地区新設支援学校ほか16校の施設整備校舎等改修事業など、特別支援学校施設整備事業に要した経費でございます。不用額を生じた主な理由は、入札等に伴う執行残でございます。

次に、附属資料をお願いいたします。

1ページでございます。

繰越事業調べでございます。

校舎新・増改築事業につきましては、高森高校など4校の事業を繰り越しております。繰り越し理由の主なものは、教室規模の判断、調整に不測の日数を要したことにより、年度内での施工期間を確保できず、繰り越すこととなったものなどでございます。

次に、1から3ページにかけましては、県立高等学校施設整備事業ですが、第一高校など15校の事業を繰り越しております。繰り越し理由の主なものは、埋蔵文化財に係る協議、調整等に不測の日数を要したため、年度内での施工期間を確保できず、繰り越すこととなったものなどでございます。

次に、3から4ページにつきましては耐震改修事業ですが、熊本西高校など12校の事業を繰り越しております。繰り越し理由の主なものは、学校行事との協議、調整に不測の日数を要したため、年度内での施工期間を確保できず、繰り越すこととなったものなどでございます。

また、特別支援学校施設整備事業につきましては、熊本聾学校など5校の事業を繰り越

しております。繰り越し理由の主なものは、学校行事との協議、調整に不測の日数を要したため、年度内での施工期間を確保できず、繰り越すこととなったものなどでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

県有財産処分でございますが、鹿本高等学校における学校用地及び宅地、計149.58平方メートルについて、山鹿市が進める市道拡幅工事に係る道路用地として、山鹿市へ売却したものでございます。

なお、売却に伴う収入金額は収入済みでございます。

施設課は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○上川高校教育課長 高校教育課長の上川でございます。どうぞよろしくお申し上げます。着座にて説明します。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、説明資料25ページから38ページの一般会計熊本県立高等学校実習資金特別会計及び熊本県育英資金等貸与特別会計について、順に御説明をいたします。

まず、25ページから31ページまでの一般会計の歳入について御説明いたします。

25ページから27ページまでの使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

27ページ最下段の諸収入でございますが、定時制通信制修学奨励資金貸付金回収金の収入未済額につきましては、同修学奨励資金の返還金でございます。これは、貸与生の中途退学に伴う貸付金の返還金でございます。93万1,000円が収入未済となっております。この未収金につきましては、法的措置として支払い督促申し立てを行うなど、未収金回収に努めているところでございます。詳細につ

きましては、後ほど説明させていただきます。

次に、29ページから31ページまでの一般会計の歳出について御説明をいたします。

29ページの教育総務費のうち事務局費につきましては、県立高等学校教育整備推進事業費等でございます。不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

次の教育指導費は、高等学校英語指導助手費や高校生キャリアサポート事業、「夢への架け橋」進学支援事業などに要した経費でございます。不用額は、主に人件費等の執行残でございます。

30ページになりますが、中学校費の教育振興費は、県立中学校入学者選抜に係る費用や県立中学校の運営費でございます。不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

なお、翌年度繰り越しの詳細につきましては、後ほど説明させていただきます。

高等学校費のうち教育振興費は、理科教育等設備費や高等学校産業教育設備整備費等に要した経費でございます。不用額は、入札等に伴う執行残でございます。

なお、翌年度繰り越しの詳細につきましては、後ほど説明させていただきます。

学校建設費でございますが、併設型中高一貫教育の導入や県立高等学校再編・統合に伴う施設整備に要した経費でございます。不用額は、入札等に伴う執行残でございます。

なお、翌年度繰り越しの詳細につきましては、これも後ほど説明させていただきます。

次に、31ページをお願いします。

2段目の諸支出金でございます。

県立高等学校実習資金特別会計繰出金は、同特別会計の水産高等学校費への繰出金でございます。不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

以上が一般会計に関する説明でございます。

続いて、32ページからは、熊本県立高等学

校実習資金特別会計でございます。

まず、歳入につきましては、32ページから34ページでございます。

使用料及び手数料、財産収入、繰入金、諸収入及び繰越金のいずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、35ページをお願いいたします。

歳出でございますが、農業高等学校費は、農業高等学校における農産物、畜産、食品加工等の実験実習と運営に要した経費でございます。不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

水産高等学校費は、水産高等学校における実習船による操業、水産物の食品加工等の生産の実験実習と運営に要した経費でございます。不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

続いて、36ページからは、熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

まず、歳入につきましては、36ページから37ページでございます。

国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金については、不納欠損額及び収入未済額はございません。

36ページの最下段の諸収入につきましては、育英資金貸付金の償還金でございます。償還元金、37ページの延滞利息等を合わせまして9,883万5,000円が収入未済となっております。この未収金対策につきましては、法的措置として支払い督促申し立てを行うなど、未収金の回収に努めているところです。詳細につきましては、後ほど改めて説明させていただきます。

次に、38ページをお願いします。

歳出でございますが、育英資金等貸付金は、貸与者への貸付金や事務費でございます。不用額を生じた理由は、退学や辞退等により、貸与者が見込みより少なくなったことによるものでございます。

次に、附属資料について御説明をいたしま

す。

附属資料の5ページをお願いいたします。

繰越事業について説明をいたします。

1段目の県立中学校運営費のうち県立中学校理科教育等設備整備事業及び2段目の高等学校理科教育等設備整備事業でございますが、いずれも平成25年2月の国の緊急経済対策によるものでございます。

3段目の県立高等学校再編・統合施設整備事業でございますが、新設水俣高校の体育館改築工事に伴うくい設置作業におきまして、くいの支持地盤の上部に想定外の特異な転石層があり、その掘削作業に不測の日数を要したものと及び国の経済対策の対象となりました同高の機械科実習棟改築工事分を合算したものでございまして、いずれも年度内の執行が困難であったため繰り越したものでございます。

8ページをお願いします。

収入未済について御説明をいたします。

1の平成24年度歳入決算の状況の備考欄に記載のとおり、定時制通信制の修学奨励資金の返還金でございます。収入未済額は、表の中ほどにありますように93万1,000円となっており、収入未済額の過去3カ年の推移は、2のとおりでございます。債務者は11人、その内訳は、3のところにあります。平成24年度収入未済額の状況のとおりでございます。

4の平成24年度の未収金対策に記載のとおり、債務者ごとにその状況を踏まえ、対応方針を定めて取り組み、育英資金に準じて法的措置にも着手し、分割納付中や生活保護受給中の者を除く2件について支払い督促の申し立てを行っており、一部の債務者からは返還が開始されるなど、一定の成果が出てきているところでございます。

続いて、9ページをお願いします。

育英資金の収入未済額でございます。

1の平成24年度歳入決算の状況の左側、款

項目節をごらんいただきたいと思いますが、収入未済額の内訳は、元金、延滞利息及び年度後返納になります。年度後返納とは、退学等により受給資格がなくなった後に支給されたものに係る収入未済額でございます。中ほどに収入未済額の欄がございますが、上から順に、元金が7,394万8,000円、延滞利息が2,422万7,000円、年度後返納分が66万円で、合計9,883万5,000円となっております。

また、2の収入未済額の過去3カ年の推移において、収入未済額は2年連続減少し、平成24年度においては、3年ぶりに1億円を下回った状態となっております。債務者は、元金、延滞利息分が182人、年度後返納分の8人と合わせますと、合計で190人となり、その内訳は、3の平成24年度収入未済額の状況のとおりでございます。所在不明の11人については、関係市町村へ住所照会を行うなどして、所在の確認に努めております。

10ページをお願いします。

平成24年度の未収金対策の取り組みをまとめております。

当課では、収入未済額の増大が育英資金制度の存続にもかかわる深刻な課題であることから、3の法的措置の取り組みを初め、徹底した未収金対策の取り組みを進めております。

その取り組みの成果を、資料、下段の米印の取り組みの成果に記載しておりますが、わかりやすくするために、その内容を次の11ページに図式化しております。

主な成果として、大きく3点を上げております。

まず、収入未済額の減少でございます。

先ほど申し上げましたとおり、これまで一貫して増加傾向にあった現年度及び過年度の収入未済額は、平成22年度から法的措置として支払い督促申し立てを行っており、平成24年度は、新たに42人の奨学生に対して支払い督促申し立てを実施した結果、平成24年度中

に43人が完納となったほか、一部返済も進み、平成23年度末の収入未済額1億1,172万4,000円から9,883万5,000円となり、1,288万9,000円の減となっております。

右側の棒グラフをごらんいただくとわかりますように、未収金額は、平成17年度の学生支援機構からの事務移管に伴う返還者数の自然増に伴い、年々増加傾向にありましたが、一昨年度、昨年度と2年連続して減少しております。

2点目に、滞納者の数ですが、滞納者数は、昨年度末の217人から平成24年度は190人となり、27人の減となっております。右側のグラフのとおり、3年連続で減少しております。

3点目は、収納率の改善でございます。

昨年度の収納率は全体で82.7%でしたが、平成24年度は86.6%となり、前年度よりも3.9ポイント改善しております。

以上のように、平成22年度からの法的措置を初めとした未収金対策の取り組みについては、一定の成果があったものと考えてはおりますが、今後とも未収金対策に全力で取り組んでまいります。

高校教育課は以上です。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○緒方義務教育課長 義務教育課長の緒方でございます。どうぞよろしく申し上げます。着座で説明させていただきます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、説明資料39ページの一般会計の歳入に関して御説明させていただきます。

国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、諸収入の雑入でございますが、収入未済額444万円は、県が任用したスクールカウンセラー1名が資格要件を満たしていないことが後日判明したため、任用当時にさかの

ぼってその任用を取り消し、支払った報酬等の返還を求めているものです。これにつきましては、後ほど詳しく説明させていただきます。

次に、説明資料40ページの一般会計の歳出に関しまして御説明させていただきます。

まず、教育指導費でございますが、児童生徒の学力向上、いじめ・不登校対策、教員の研修などの事業に要した経費でございます。翌年度繰越額はございません。不用額の主なものでございますが、入札に伴う執行残、経費節減に伴う非常勤職員の人件費及び事業経費の執行残でございます。

次に、附属資料について説明させていただきます。

12ページの平成24年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

収入未済につきましては、スクールカウンセラー報酬等返還金に係る分でございます。

収入未済額は、1の歳入決算の状況に記載のとおり、444万円でございます。これにつきましては、3の収入未済額の状況に記載しておりますけれども、分割納付中となっております。

4の未収金対策に経緯を記載しておりますが、本件は、平成16年12月に返還が確定し、返還請求を行うも返還なく、その後、平成18年1月に刑事事件で逮捕され、懲役2年の実刑判決により、平成20年3月まで服役しておりました。出所後督促を再開し、平成20年度には、未収金の一部について納入されておりますが、平成21年5月から疾病のため通院を開始し、無職、無収入となったため、平成21年度は返還はありませんでした。

平成22年度は、本人が無収入のため実母と同居し、生活支援を受けている現状を踏まえ、可能な範囲での返還を求めてまいりました。平成23年度は、8月から債務者が就業を開始したことを確認したため、分納誓約書及び平成23年度分納入計画書の提出を求め、返

還を求めました。平成24年度につきましては、平成24年2月に面談を行い、分納誓約書及び24年度分の納入計画書の提出を求め、確実な返還を求めました。この結果、平成24年度は、計39万6,000円の返還がなされました。今年度も、毎月期限におくれることなく返還がなされております。

今後も引き続き本人の就業状況等を見ながら、未収金の回収に努めてまいります。

義務教育課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高橋特別支援教育課長 特別支援教育課長の高橋でございます。着座にて御説明をさせていただきます。

特別支援教育課は、定期監査における公表事項はございません。

次に、説明資料41ページの歳入について御説明いたします。

国庫支出金でございますが、理科教育振興費補助は、後ほど御説明いたしますが、予算額に繰り越しを含んでおります。

なお、歳入につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、42ページの歳出について御説明いたします。

まず、教育指導費でございますが、主なものとしましては、特別支援学校キャリアサポート事業やほほえみスクールライフ支援事業に要した経費でございます。不用額は、入札等に伴う執行残でございます。

次に、特別支援学校費でございますが、理科教育等設備費や特別支援学校分教室の運営費に要した経費でございます。不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

繰越事業調べでございます。

特別支援学校理科教育等設備費でございま

すが、これは2月の国の緊急経済対策によるものであり、年度内の執行が困難であったため繰り越したものでございます。

特別支援教育課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○池田人権同和教育課長 人権同和教育課長の池田でございます。よろしくお願いいたします。着座のまま説明させていただきます。

まず、定期監査におきます公表事項はございません。

次に、説明資料43ページの歳入について御説明いたします。

国庫支出金について、不納欠損額及び収入未済額はございません。

諸収入につきましては、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金回収金でございます。雑入分6,609万3,000円と年度後返納分62万8,000円を合わせて6,672万1,000円が収入未済となっております。

なお、不納欠損額はございません。

この未収金対策につきましては、催告とあわせて分割納付を指導するなど、関係市町村と連携して、未収金の回収に努めているところでございます。詳細につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、説明資料44ページの歳出について、主なものを御説明いたします。

教育指導費につきましては、課運営費及び各種人権教育研修事業費等にかかわる経費でございます。不用額を生じた主な理由は、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、教育振興費につきましては、高等学校等進学奨励事業等にかかわる経費でございます。

次に、社会教育総務費でございますが、これは人権教育関係補助事業等にかかわる経費でございます。不用額を生じた主な理由は、補助金の減額に伴う執行残でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

14ページの平成24年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

1の平成24年度歳入決算の状況は、備考欄に記載のとおり、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金回収金でございます。

収入未済額の過去3カ年の推移は、下段の2のとおりでございます。収入未済額は年々増加してはおりますが、平成22年度から減少に転じております。

15ページをお願いいたします。

奨学資金の未納者は、奨学資金貸付金回収金分と年度後返納分を合わせますと292人であり、その内訳は、3の平成24年度収入未済額の状況のとおりでございます。

4の平成24年度の未収金対策につきましては、返還事務の実務を行っている関係市町村担当者の返還事務処理能力の向上を図るとともに、未納者に対して、年間を通じて、電話や文書による催告、分納指導等を行っております。また、未収金特別対策として、未収金のある市町村の担当者と共同で未納者に対する戸別訪問を実施し、未納者の生活状況等を把握した上で、状況に応じた返還指導を行ったところであります。

取り組みの成果としまして、奨学資金貸付金の現年度分と過年度分の回収率が前年度よりもアップしております。その結果、収入未済額は6,672万1,000円となり、前年度末の7,756万1,000円から1,084万円の減となっております。未納者数も、2人の重複を除き、292人となり、前年度よりも44人減少しているところでございます。

人権同和教育課は以上でございます。

審議のほどよろしくお願いいたします。

○平田体育保健課長 体育保健課長の平田でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、歳入について御説明いたします。

説明資料の45ページをお願いいたします。

まず、分担金及び負担金でございますが、主なものとしまして、熊本武道館管理運営費の熊本市負担金でございます。

次に、使用料及び手数料でございますが、主なものとしましては、体育施設に係る使用料収入でございます。平成23年度から全6施設が利用料金制度になっておりますので、収入として上がっておりますのは行政財産の目的外使用料でございます。

次に、46ページの災害復旧費国庫補助金でございますが、収入済み額がゼロとなっておりますのは、国庫補助の対象として予定しておりましたが、本県は激甚災害法に基づく特定地方公共団体に指定されず、国庫補助の見込みがなくなったことによるものでございます。

次に、国庫委託金でございますが、主なものとしましては、文部科学省の委託事業に係る歳入でございます。

次に、47ページの諸収入でございますが、主なものとしましては、もう1ページあけていただきまして、48ページ上段の雑入に記載の日本スポーツ振興センター事業の災害共済給付金及び掛金でございます。児童生徒の死亡等重大事故の発生もなかったことから、日本スポーツ振興センター事業からの災害共済給付金の支払いが少なくなったため、予算現額に対して収入済み額が少なくなったものでございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、49ページをお願いいたします。

歳出について、主なものを御説明いたします。

まず、保健体育総務費でございますが、主なものとしましては、日本スポーツ振興セン

ター事業や県立学校におきます健康診断でございます。不用額につきましては、日本スポーツ振興センター事業の災害共済給付金の執行残でございます。これは、先ほど述べましたとおり、災害共済給付金の支払いが少なく済んだことによるものでございます。

次に、体育振興費でございますが、主なものとしましては、地域スポーツ人材の活用実践支援事業や国民体育大会でございます。不用額につきましては、国民体育大会において、選手の派遣数に伴う旅費や宿泊費等が予定よりも少なくなったこと等によるものでございます。

次に、体育施設費でございますが、主なものとしましては、県民総合運動公園、県立総合体育館及び熊本武道館等の管理運営費でございます。不用額につきましては、藤崎台県営野球場災害対策事業における工事請負費の入札残でございます。

次に、教育施設災害復旧費でございますが、藤崎台県営野球場の石垣の災害復旧のための経費でございます。不用額につきましては、入札に伴う執行残でございます。

次に、附属資料の7ページをお願いいたします。

繰越事業について御説明いたします。

さきに述べましたとおり、藤崎台県営野球場災害復旧事業、石垣の件でございますが、工法等の検討により実施設計に日数を要したため、工事の執行期間の確保ができず、年度内の執行が困難であったため繰り越したものでございます。

体育保健課分は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松田三郎委員長 以上で教育委員会の説明が終わりました。質疑を受けたいと思えます。

質疑はありませんか。

○小杉直委員 附属資料の12ページ、義務教育課長にお尋ねですが、この収入未済額で現在444万の未収額ですか、それと、件数は1件となっておりますが、いろいろ刑事事件を起こした云々というふうになっておりますが、これは、もともと貸し付けのスタートはいつごろかということと、累計が444万かということと、それから貸し付け当初の経過はどういう経過だったのかということ、そういうこと、ちょっと説明を。

○緒方義務教育課長 義務教育課でございます。

まず、スクールカウンセラーの任用ですけれども、平成12年、13年に任用しております。これは、総額としては497万7,000円になっております。

それから、経緯ですけれども、スクールカウンセラーとして任用した者が、先ほど言いましたように資格を偽って県教育委員会に届けた事案です。

平成12年度に、12年1月に、当該人物が直接来庁しまして、スクールカウンセラーの任用を申し出ております。履歴書で臨床心理士資格、それから学歴、経歴を確認し、資格要件を満たすため、平成12年4月からスクールカウンセラーとして任用したものでございます。

ただ、平成13年6月末になりまして、県の臨床心理士会から、会員である当該人物が無資格であることが判明したという連絡を受けました。本当にチェック体制が不備であったことはもう大変申しわけなく思っております。

今ありました経緯を踏まえまして、現在ですけれども、毎年スクールカウンセラーに対しまして臨床心理士の資格認定書の写しの提出を求めるとともに、それから、臨床心理士資格認定協会事務局に対して、臨床心理士の資格、有資格者か否かという確認作業を徹底

させているところでございます。

以上でございます。

○小杉直委員 スクールカウンセラーの申込者がにせ資格者というとは、また、平成12年ごろですから、課長たちは関係しておられぬとですけれども、いろいろその後の対応とか、あるいは反省すべき点とか、今後の防止策についてはもうお考えのとおりと思いますが、この刑事事件で逮捕されて実刑に行くとすることは、これは刑事事件で何だったんですかな、罪種は。

○松田三郎委員長 わかりますか。

○緒方義務教育課長 ちょっとお待ちください。

18年1月ですけれども、窃盗等です。

○小杉直委員 多分窃盗等で最初から実刑を受けるということは、前科があったか、あるいはこの逮捕事案が相当悪質かということで、普通は執行猶予がつく事案が大体一般的ですたいな。だけん、そういうことを考えると、警察から出向してもらっているでしょう、教育委員会。そういう警察から出向した方に督促の動きをしてもらおうというようなことはいかがですか。

○緒方義務教育課長 現在、うちのほうでも毎年度面接を行いましてやっておりますけれども、高校教育課に今いらっしゃいますので、連携しながら、督促についてはやっていきたいと思っております。

○小杉直委員 また、その出向した警察のひととの連携は、現在までまだしておられるんですか。

○緒方義務教育課長 特に、現在はやってお



りません。今計画書どおり本人が納入しているという状況もございますので、現在はしておりません。

○小杉直委員 納入を継続しとるといふようなことで、それはそれで評価せんといかぬわけですが、場合によっては、警察から出向しとる人と協議しながら、未払いがないような形で催促をしていくということも検討してもらおうということで、どうですかね。

○緒方義務教育課長 今委員ありましたように、連携して、今後検討していきたいと思っています。ありがとうございます。

○小杉直委員 それと、体育保健課長にちょっとお尋ねばってんな、45ページ、武道館の負担金で、熊本市負担金というのが出ておるでしょう。1,000万円ぐらいですかね。大体どういうふうな割合で決めてきとっとですかね、熊本市の負担金の割合というのは。

○清原施設課長 これは、武道館の管理委託費が現在3,100万余りでございます。その3分の1を市に分担金及び負担金として出しているところでございます。

熊本武道館につきましては、昭和46年ごろ建っておりますが、その流れで、熊本市、それから県との協定、分担金については協定が結ばれてなっているところでございます。

以上でございます。

○小杉直委員 相当老朽化した熊本武道館で、土地は熊本市、建物は県と熊本市の共同運営のように聞いておりますが、きちんと熊本市は払っておられますか。

○清原施設課長 現在、この契約どおり、きちんと払っていただいているところでございます。

○小杉直委員 最後に、21ページ、施設課長、県立学校校地売却に伴う売り払い収入が260万余ですが、これはどこの高校ですか、県立学校ですか。

○清原施設課長 鹿本高校でございます。

○小杉直委員 鹿本高校ですか。大体これはどういうふうな理由で売却されたんですかね。

○清原施設課長 山鹿市が市道の拡幅の工事をいたしまして、それに伴いまして、一部校地を売却したものでございます。

○小杉直委員 わかりました。

○氷室雄一郎委員 教育長の説明がございましたけれども、全体的な説明の中、4ページでございます。収入未済額のほとんどが奨学金の問題で、もう一つは同和教育、ここもやっぱり育英資金関係ですけれども、毎年どれくらい貸し付けをされとるか、ちょっと私が見過ぎしたんですかね、総額は、合わせまして。

○松田三郎委員長 育英資金だけでいいですか。

○氷室雄一郎委員 はい。

○上川高校教育課長 毎年の貸し付けですか。これまで……。

○氷室雄一郎委員 単年度でよございませけれども。

○上川高校教育課長 平成24年度の育英資金の貸し付け総額につきましては、貸し付け総

額が14億円になります。貸与者総数が4,800人、返還者数が、24年度が7,200人です。それから、平成25年度の10月時点で8,887人になります。

○氷室雄一郎委員 人権同和課の分も含めてですかね。

○上川高校教育課長 これは育英資金の内容でございます。

○氷室雄一郎委員 その延滞金は、毎年どのくらい発生しとるんですか。

○上川高校教育課長 附属資料の9ページになります。そこに、収入未済額の過去3カ年の推移の上から2段目になりますが、育英資金の延滞利息、一番右のところ平成24年度、2,400万というふうに出ております。2,400万の延滞利息でございます。

○氷室雄一郎委員 この延滞利息を見ますと、毎年この延滞利息は非常に膨らんでいるわけですね。その辺はどうなんですか。回収、お返しになった分は、今お話がございました、若干いい推移が見られますけれども、延滞金はこれからどんどんどんどんふえていく可能性はあるんでしょうか。ちょっと矛盾している面がありませんか。

○上川高校教育課長 延滞利息につきましては、これは、税制の延滞利息にほぼ準じまして、6月ごとに5%、年利で10%の延滞利息がつくことになっております。この延滞利息につきましては、育英資金の返還の——逆に滞納に対する防止の意味でも、あるいは毎月返還いただいている多くの返還者との公正、公平性を保つためにも、延滞利息は必要なものというふうに考えております。

○氷室雄一郎委員 だから、これは、これからどんどんふえていくと考えられますか。ずっと22年度からかなりふえておるわけですけども、その辺の見込みはどうなんですか。こっちはこっちで頑張っているけれども、延滞金はどんどんふえていくという可能性があるのかどうかということ。

○上川高校教育課長 収納率を上げることで滞納者の数を減らしていくことで、延滞利息のほうも減じさせていきたいと思っておりますけれども、現状では、長期の滞納者等もおりますので、今後もふえていく可能性があるというふうに思っております。

○氷室雄一郎委員 この辺は何もお示しがないもんだから、回収率は進んでいると、金額も減っているという感じで私たち受けるわけですが、延滞金だけはどんどん残って、ふえていくというのは、これは非常に矛盾を感じる面があったもんだから。

○松田三郎委員長 過年度分だから、どうしても何年も滞納すると率が上がってくるから、ある意味しょうがない部分もあるんじゃないですか、そこら辺含めてちょっと説明してください。

○上川高校教育課長 延滞金も含めた未収金全体を減じさせていく必要があると思っておりますので、延滞金がふえていっても、未収金全体としては今3年連続減しております。今後もそのために全力を尽くしてまいりたいというふうに思っております。

○松田三郎委員長 氷室先生がおっしゃるのは、その中でも、利息もある意味でふえていくのはしょうがないだろうけれども、全体プラス利息のほうもできるだけ下げていく努力がもっと必要なんじゃないだろうかというよ

うな御指摘だと思いますので。

○氷室雄一郎委員 もう1点よかですかね。

この内訳、附属資料の9ページを見ますと、件数が190件ぐらいなんですけれども、この内訳を見ますと、生活困窮者という生活困窮、経済的に非常に厳しいという、こういうのはわずか7になっています、件数的にはですね。だから、あとは、私たちが、経済的に厳しい状況だから経済的に何か返還ができないんじゃないかという面もございませけれども、この辺はどうなんですかね。

○上川高校教育課長 滞納者の中には非常に生活が困窮しておられる方もいらっしゃいますが、そのうち、生活保護受給者の方であるとか、あるいは未成年者であるとか、破産者もそうですけれども、法的措置は行わないということにしておりますし、あるいは生活保護、経済的な理由で返還が困難な場合には、これは、主に本人及び保証人が生活保護またはこれと同等の場合と考えておりますが、返還猶予ができるような仕組みをつくっております。法的措置を行います前には、その旨を債務者にしっかりと連絡をして、そして必要な手続を行ってもらえれば、返還猶予のほうに行くことができるような仕組みがございませ。

○氷室雄一郎委員 あと、本県は、コンビニ納入というのは導入されているんですか。

○上川高校教育課長 導入しております。

○氷室雄一郎委員 わかりました。難しい問題ございませけれども、しっかり取り組みをお願いしておきます。

○松田三郎委員長 もういいですか、今の。

○氷室雄一郎委員 もういいです。

○岩中伸司委員 関連して、今説明では、利息が年10%に滞納者の場合はなつて、これは最高ですか、10%というのは、利息。

○上川高校教育課長 そうです。

○岩中伸司委員 これが最高。

○上川高校教育課長 最高というか、6月について5%の延滞利息というふうにしております。

○岩中伸司委員 6月で、半年で5%。

○上川高校教育課長 5%。

○岩中伸司委員 これ、ずっと積み上がるわけじゃないんですね。延滞すれば、ずっと積み上がってくるということですか。

○上川高校教育課長 6カ月ごとに5%積み上がってまいります。

○岩中伸司委員 そうすると、今、氷室委員から質問があったんですが、この平成22年、23年、24年、膨れ上がっていますね。ずっと多くなっていますよね、延滞利息というのは。これ、今の説明だと、限りなく6カ月ごとにプラスされていくということですか。10割以上にもなっていく。極端に言うと、サラ金よりもひどいような状況になるんじゃないでしょうか。ちょっと説明。

○上川高校教育課長 利息は元金についていきますので、複利でずっと膨らんでいくということではありません。

○岩中伸司委員 元金に対して5%ずつずつ

と膨れていくということ、そうでしょう。

○上川高校教育課長 はい。

○岩中伸司委員 そうすると、私はそういう数字の計算苦手ですが、非常に困難な状況の人は、この延滞利息の部分は、来年度、25年度の決算もこれはかなり多くなっていくことが想定できますよね、どうですか。

○田崎教育長 この延滞利息については、今課長が説明したようなことでございますけれども、先ほどから御説明しておりますように、いわゆる生活困窮者とか、そういう経済的に困っている方は、申し立てていただいて猶予するというふうな制度をつくっております。この法的措置をやっております170件余りの方々については、過去、かなりの金額を返す必要のある人もおりますので、そこに元金として5%とか、半年5%かかっていくということでございますので、そのあたりを早く返還していただければ、この延滞利息というのもそうふえていかないと思いますけれども、言うならば、ここの過去の人たちをいかに減らしていくかということと、それとプラス、今現在返しておられる現年の人をそういう延滞にいかないようにその収入率を上げていくということ、その両方にしっかり取り組んでいく必要があると思っております。

○岩中伸司委員 生活困窮者というか、そういう資金を借りる人は、今年度と来年度でまた——今年度ですね、25年度は8,872人ということですから、かなり1,000人以上ふえている状況で、これからもっともふえていきそうな感じがするんですね。

問題は、かなり以前に借りて、生活能力もあって返済をしないということが一番問題になっているのかな、現状がちょっと私もわからないんですが、返済する能力があって返さ

ない人たちですかね、その辺は。

○上川高校教育課長 滞納者へ平成22年度から、支払い督促の申し立て、法的措置をとってまいりましたが、その合計で、平成22年度から法的措置をとりましたのが奨学生ベースで314件ございます。そのうち平成24年度までに完納しましたのが144件、完納率が、47%の完納率でございます。これは、法的措置をとった成果としては非常に高いものだろうと思いますが、支払い督促をした時点でも、完納していただける方々も非常に割合的には多うございます。そういう意味では、返還の意識の問題というのも多くあるのだろうと、返すことができるという方々も滞納者の中には多く含まれているというふうに考えております。もちろん、非常に生活困窮されておられる方もたくさんいらっしゃることは承知しておりますので、法的措置をとります前に、個々に、しっかりとその状況についてお伺いをさせていただいているところでございます。

○前川収委員 関連なんですけれども、済みません、おくれてきて、要領を得ずに質問するかもしれませんが、申しわけありません。

今話を聞いていますと、奨学金の滞納がずっとふえているということですが、知事は、教育による貧困の連鎖を断つということを政策目標の大きな部分に掲げていらっしゃるから、この貧困世帯というのか、奨学金が必要な皆さん方に対して、そういった手当の一部として、奨学金を出すというのはとても大切なことだろうというふうに思います。

一方で、全体の政策の中で、私の記憶が正しければ、今やり切りの奨学金をつくっていらっしゃると思うんですね。償還が必要な奨学金とそれからもう返す必要のない奨学金が、あったらですよ、ないかもしれませんけ

れども、何かそういう話を——あれは大学だったのかな、聞いたことがありますけれども、そういったものとやっぱり内容が違うということになると非常にわかりづらい、つまり、貸されるときに——もちろん償還は本人でしようから、親じゃなくて本人が成人した後ということから償還が始まるんだと思いますけれども、貸されるときの説明、未成年ですけれども、説明がきちとなされているかどうか後々かなり響いてくると思うんですよね。そういったところはどうか対応なさっていますか。

○上川高校教育課長 まず、奨学金の貸与につきましては、予約募集と在学募集がございます。予約募集というのは、中学3年生のときに高校に入る生徒さんが奨学金を申し込まれることができます。そして、もう一つは、在学、高校に入ってから奨学金を申し込むことができるという2つの申し込みの制度をつくっております。

どうしても在学の申請になりますと、その支給がおくれますので、できるだけ早く奨学生の方々に奨学金を支給したいということで、予約の申し込みを本課としては多くするように方向性としては持っております。

中学校の段階で申し込む段階でも、今、前川先生からお伺いしました説明については、中学校に出向きまして、きちんと奨学生、あるいは校長先生、担当の方にしっかりと説明をしておるところです。学校でも、申し込みの段階で、これは貸与の奨学金であるということの趣旨をきちんと説明していただくようにしております。

重ねて、今度は、高校に進学して、卒業したら返還が始まります。卒業する段階で、奨学生に対しては、これは後輩の奨学金の原資となるものだから、ぜひきちっと毎月返還をするようにということで、卒業のお祝いと同時に、奨学金のことについても、各学校でき

ちんと御指導いただくように、こちらのほうからお願いをしているところがございます。

○前川収委員 直接本人、それから学校関係者が本人にきちっと話をするということですが、親には話はされないのかどうなのか、要するに保護者にはですね。それと、例えば、奨学金で高校に行かれました、高校から今度大学に行こうということで頑張っただけで大学に行かれるというときに、高校卒業したら返済が始まって、自分が大学に行っちゃうと多分それは返済能力がないんでしょうね。当たり前ですよ、学校に行かれるわけですから、それは。そういうときはどうなさっているのか、それも延滞のほうにカウントされているのかどうなのか。

○上川高校教育課長 まず、後段のほうからですけれども、大学等に進学します場合には返還は猶予されます。申請していただいてその期間は猶予して、例えば4年制の大学でありましたら、4年制の大学を卒業した後返還が始まるというふうになっております。

それから、貸与の奨学生であると、返還の義務ということを保護者の方にとということでございますが、多くの場合、保護者の方が保証人になっておられるケースが多うございますので、各高校で、卒業する段階においては、奨学生の保護者の方にもその旨をお伝えいただくように、学校のほうにお願いをしている状況でございます。

○前川収委員 制度としては、やっぱり教育による貧困の連鎖を断つという前提でいけば、奨学金制度というのは非常に有効でしょうし、これはやっぱり続けていかなきゃならない制度だと思いますから、そういう中でこういう滞納がたくさんふえていくということ自体は、制度そのものの運用が難しくなってしまうという状況もございますから、しっか

り説明をして納得していただいて、それを履行していただけるように、重ねて、これも教育だと思えますけれども、重ねて、しっかり対応してもらえればというふうに思います。そのときは、はい、わかりましたと言っても、世の中の風潮の中で、まあ、それはどうせ役所の金だからとか、税金だからみたいな話の中で、戻さなくてもいいんじゃないのみたいな空気がもしあるとすれば、それはもう大変なことです。そもそもモラルの問題だと思えますので、しっかり説明を果たしていただいてやってください。

以上です。

○松田三郎委員長 さっき前川委員の御質問の中で、返還不要の方の奨学金というのは、県はないんですね、今の時点で。市町村とかは別として。

○上川高校教育課長 給付型奨学金というのは現在はございません。ただ、給付型奨学金については、授業料の——今国会に授業料の徴収のことに同時に出されるということで、現在のところ、その仕組みにつきまして、まだ詳細のところはわかっておりませんが、平成26年度から開始されます場合にスムーズにいきますように、今準備を進めているところでございます。

○田崎教育長 補足ですけれども、給付型の奨学金ということで知事が創設しましたが、県立大学に生活保護の家庭の子供さんで2名の枠をつくられていると——大学でございまして。高校ではございませんけれども、そういう制度がございまして。

それと、海外の難関大学に進学したときには1人100万円という、まだ実績はないようですけれども、そういう制度もつくっておられると。

給付型としては、以上のようなことで聞い

ております。

○松田三郎委員長 あとは、どっか企業とか、財団とか、あるいは市町村とかには、高校とか、大学で給付型のはやっぴらっしゃる例はあるということでしょうね。

何か補足ありますか。よかですか。

○上川高校教育課長 補足ですが、定時制通信制の奨学金貸与の奨学金がございまして、これは、定時制通信制の場合には、卒業されたら返還の必要がないという仕組みになっております。

○岩中伸司委員 わからない点がちょっとあるんですが、今の奨学金の関係で14億ぐらい、4,800人に対して出して、そのうちの1億6,000万ぐらいが緊急支援事業というふうなことで21年から開始されたということで説明が上がっていますが、この緊急事業の中で、539人が緊急支援事業としてこの奨学金を借りているということですが、これはどういう人たちが緊急支援事業になるんですかね。主要な施策のこの成果の中で、156ページかな。

○上川高校教育課長 今委員御指摘のところは、高校生修学等支援基金のところだろうと思いますが、この基金は、経済状況の悪化に伴いまして経済的に修学が困難になる者が学業を継続できるよう、平成21年及び平成23年度、復興予算を財源とする交付金の追加によって造成されたものでございます。

高校教育課と私学振興課で協議の上、各課所管の奨学金事業及び授業料減免補助事業の財源に配分して活用してまいりましたので、当育英資金の財源として活用させていただいておるところでございます。

○岩中伸司委員 そうすると、その人たちも

同じような扱いで利息は払わないかぬということですよ。

○上川高校教育課長 そのとおりでございます。

○岩中伸司委員 この緊急対策の事業で、今の説明でいけば、例えば親が失業したとか、こういう経済状況ですから収入がもう途絶えた、そこで退学をせないかぬというふうな状況の子供を救うための事業で、1億6,000万ぐらいが確保されたということの理解でいいですかね。

○上川高校教育課長 育英資金の中に緊急貸与というのがございまして、入学段階では奨学生でなくとも、その家庭の経済的状況が、今おっしゃったようなことで急変するというような場合には、緊急貸与ということで育英資金の中に仕組みがございます。

○岩中伸司委員 私は、個人的には、こういう議論をしない、せぬでいように、高校までは無償でやっぱり国がちゃんと教育の保障をすべきだというふうに考えています。そういう考えを持っていますが、こういう具体的な問題はたくさんあるんで、これから先も大変苦勞されると思うので、一緒になって無償化運動をしたらいいかなというふうに思うんで、それは私の感想で、思いだけ言っときます。

○山口ゆたか委員 説明資料の5ページの学校人事課にちょっとお尋ねします。

使用料の中で聴講料というのがあるんですが、この内容をちょっと教えていただければと思います。

あと1点、主要な施策の成果の中で、154ページなんですけど、放課後子ども教室推進事業がありますが、この主要な施策の割り振り

の中で、貧困の連鎖を教育で断つに振り分けてあるんですけども、これは、どのような意図でこの貧困の連鎖を教育で断つという分野に設定されたのか、ちょっとお尋ねします。

○山本学校人事課長 まず、資料5ページの聴講料の部分について御説明申し上げます。学校人事課でございます。

こちらにつきましては、一般県民の方が農業高校の実習等に参加をされる際の聴講料として1単位当たり2,500円徴収をしているというところでございます。

以上でございます。

○福澤社会教育課長 放課後子ども教室でございまして、貧困の連鎖を教育で断つということでございますが、地域で学校教育を支えるという観点から、これが学校だけではなく地域で支えるということで、これがちょっと——もって教育から貧困の連鎖を断つという考え方に立っているものでございます。

○山口ゆたか委員 適切かどうかというのがちょっとまた今後検討していただいて、振り分けは考えていただきたいなと思います。

あと1点、よろしいですか。

○松田三郎委員長 どうぞ。

○山口ゆたか委員 主要な施策からもう一回、153ページのスクールソーシャルワーカーについて聞かせてください。

この資料によれば、継続支援児童生徒数が568人ということになっております。そういった中で、24年度中に、厳しい環境等々が、学校だけでは解決が困難なことがあったにしても、それが解決された割合がどれくらいなのか、一定程度教えていただければと思います。

○松田三郎委員長 今わかりますか。

○緒方義務教育課長 義務教育課でございます。

今委員おっしゃる、うちの義務制の場合には、平成24年度、568人が継続支援児童生徒ということで、不登校等が52%、家庭環境76%、発達障害36.4%対応しておりますが、現在、例えば不登校の数を言いますと、平成24年度——22年、23年、24年と不登校数につきましては減少傾向にありまして、かなり適切なスクールソーシャルワーカーの活用がなされた結果じゃないかなと思っております。

○山口ゆたか委員 スクールカウンセラーにしてもスクールソーシャルワーカーにしても、いろんな協力をしながら対処されるものと思っておりますけれども、ソーシャルワーカー、すごく外部の要因もあるわけで、今後どういった活動が本当に必要なのか検証していくことも重要だと思っておりますので、そういった実情も整備していただければと思います。

あと1点、要望、よろしいですか。

○松田三郎委員長 どうぞ。

○山口ゆたか委員 141ページの高校生キャリアサポート事業なんですけれども、この事業、緊急雇用対策でやっている事業で、今年度で基金も打ち切りということで、来年度以降、地元の上天草高校等々見れば、かなりこの事業によって雇われた方が積極的な就職支援を行っておられて評価も高いと聞いております。学校においても、来年度以降、そういった活動を継続してほしいと要望しているようでございますので、私個人のほうからおつなぎしておきます。

以上です。

○松田三郎委員長 要望ですね。

ほかにありませんか。

○増永慎一郎委員 ちょっと勉強不足なんですけれども、農業高校等の、例えばトラクターとか、そういった実習用の機材はどこのところから出ているんですかね、ちょっと教えてください。管理とか、例えば更新とか、そういったお金、予算ですけれども。

○上川高校教育課長 農業高校や工業高校の設備整備につきましては、産業教育設備整備費という項目でやらせていただいております。

歳出に関する調べ、30ページになります。

○松田三郎委員長 30ページの……。

○上川高校教育課長 教育振興費の30番に高等学校産業教育設備整備というのがございますが、ここで措置をしております。

○増永慎一郎委員 特別会計の中に何か実習費という項目があるんです。これは歳入だけか。歳出のほうにも、35ページに農業高等学校における農産物云々と書いて、実習と運営というふうな形がありますけれども、そこには入らないんですか。

○上川高校教育課長 実習と運営費につきましては、例えば農業高校でありますと、生産物にかかわるところで、例えば実際に種を購入して生産物をつくるとか、あるいは牛を購入する場合もございますし、そういう生産物にかかわるところで使用する部分でございます。設備整備費とは分けて考えております。

○増永慎一郎委員 であれば、30ページのこの高等学校産業教育設備整備費8,500万余が計上されてありますが、今、例えば農業高校



の保護者の中から、非常に実習で使うトラクターとか、そういったものが今の時代にそぐわない、もう20年ぐらい前のものとか、なかなか修理とか、そういうのにお金が回ってこないという要望がよく出されるんですよ。この8,500万程度で、そういうふうな学校の実習用具の修理とか、また、買いかえの更新とか、そういったのができるのかというと、これじゃあんまり金額が少ないんじゃないかと思って、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○上川高校教育課長 農業高校、工業高校、あるいは商業高校、産業教育にかかわりますところの学校の実験実習に伴う設備費については、委員おっしゃるとおり、老朽化が進んでいる分もございます。緊急を要するものから毎年順位をつけて学校も出してこられますので、この予算の枠内で精いっぱい努力はしているところですが、おっしゃるように、十分に追いついているというふうには考えておりません。

あわせて、現代の時代ですからパソコンについても納入する必要があります。これはリースで更新してまいります、そのリース代もこの中に含まれますので、かなり厳しいところで学校現場には御苦労かけながらですけども、現場のほうでは大切に使用させていただいて、古くなるものも十分使用の範囲内では今やっておるところでございます。

○増永慎一郎委員 やっぱり、例えば農業高校に支障が——そういった産業の工業高校にしても、これから熊本県を引っ張っていったら、そういった担い手になるわけですから、農政のほうからは、そういった担い手育成のお金は実際出てきますけれども、そういう部分は手厚く予算——私たちも一生懸命頑張らなければいけないところではありますが、ある程度の更新の期間をもうちょっと短くす

るとか——何か話を聞きますと、非常に修理もままならなくて、危ない目に遭ったとかいう話も聞いておりますので、その辺は、やっぱり強く予算に対してはもうちょっと枠をふやすような形で努力をしていただきたいというふうに要望をしておきます。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○杉浦康治委員 体育保健課にお尋ねですが、49ページ、体育施設費の項目ですけれども、事業概要を見ると、この科目では、備品とかあるいは設備、そういったものについては適用できないというようなことになっておりますでしょうか。

○平田体育保健課長 体育施設費の事業の概要のところ、主なものは運動公園の管理運営費でございまして、これは指定管理者への指定管理でございます。県で必要なものにつきましては、この中とか、それから指定管理の範囲の中でとか、そういったもので対応していただいているところでございます。

○杉浦康治委員 じゃあ、やりようによってはというのは変ですけども、この項目の中で、備品、あるいは設備についても購入する、あるいは整えるというようなことはできるということですかね。

○平田体育保健課長 このほかにも、体育保健課のほうでは、修理とか何かというのが備品購入とかの予算も別にあつたかと思えます。

○杉浦康治委員 そうですか、それはじゃあどこなんですか。

○平田体育保健課長 失礼いたしました。この項目の中でです。はい。

○杉浦康治委員 たくさん体育保健課のほうで所管されている施設というのはあろうかと思うんですが、具体的には言いませんけれども、かなりいろんな形で整えてほしいというような要望が上がっているかと思うんですね。わずかな額ですが、200万余残してというようなことになっておりますので、これは、そういった要望をくみ上げて使い切っていただくというか、調べていただくというようなことはできるんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○平田体育保健課長 この不用額の200万のうち192万円は、藤崎台県営野球場の災害対策工事請負費の入札残の額となっております。

○杉浦康治委員 じゃあ、ほぼゼロになる予定だったということですかね。

○平田体育保健課長 はい。

○杉浦康治委員 わかりました。

そういった要望が具体的に上がってきていると思いますので、このケースは別にして、できるだけちょっと応えていただくようにというふうにお願いをさせていただきたいと思えます。

以上です。

○岩中伸司委員 義務教育課にお尋ねしますが、ちょっと中身をお尋ね、この資料の40ページで、学力向上対策事業で1,027万2,000円なんですけど、この内容は、子供たちの学力向上対策。

○緒方義務教育課長 これは、ゆうチャレンジ等の印刷業務になっております。

○岩中伸司委員 ゆうチャレンジの取り組みで必要なということでは、1,027万のほとんどがもうゆうチャレンジという理解の仕方でもいいですか。

○緒方義務教育課長 当学力向上対策事業は、ゆうチャレンジ、これは印刷費等があります。それから、作成費用がありますが、あと、教職員研修とか、校長研修をやっております、そういうもろもろ合わせましてゆうチャレンジの費用となっております。

○岩中伸司委員 ゆうチャレンジというのは校長の研修も——そのゆうチャレンジの中に校長の研修は含まれてないんじゃないですか。校長先生に失礼な。

○緒方義務教育課長 学力向上対策事業の中に、ゆうチャレンジとスクール研修等々があるということで、済みません。

○岩中伸司委員 ゆうチャレンジで、ずっとこれは取り組んでいらっしゃるんですが、これは、現場の先生方との話なんかは、このゆうチャレンジの問題について話がされて、どうこの学力向上に努力していこうということは努めてありますか。

○緒方義務教育課長 ゆうチャレンジの子供たちに対する問題もですけども、あと、教職員に対するアンケート調査等も行っております、それを集計しまして、課題等を見つけてまして、また学校に返すようにしております。

○岩中伸司委員 ゆうチャレンジで、今回も、小学校315校、中学校134校で、小学3年から中学3年までを実施したという24年度の実績があるんですけども、それだけやれば、かなり担任の先生方は、子供たち、いろ

んな学力向上に対する、今おっしゃったアンケートの中にはいろいろ出てきていると思いますが、その成果は十分評価できるような内容になっていますか。

○緒方義務教育課長 今ありましたように、教職員対象では、24年度ですけれども、小中学校ともほとんどの調査項目で教職員対象では改善傾向にあります。やはりゆうチャレンジの問題を使いまして、その方法を使って授業に生かしたとか、生かせるということで、そういうふうな意識調査では改善傾向にはあります。

○岩中伸司委員 私は、このゆうチャレンジの中で、子供たちの、今課長から答弁いただいたんですが、それなりの成果が出ながら改善をされているということですが、この決算とは直接関係ないんですが、4月に実施された全国一斉学力テスト、これは、そんなら一教育長に一般質問で尋ねた問題だから、ここでちょっとあれですが、ちょっと違う部分になるんですが、そういうゆうチャレンジなんかをしっかりとやっておけば、全国一斉のやつは要らぬような思いがあるんですが、課長、どうお考えですか。

○緒方義務教育課長 全国学力学習状況調査につきましては、全国的な傾向、うちの県の傾向を見るのには大切なことじゃないかなと思っています。

また、全国学力学習状況調査に出た課題を学校で改善して、11月ごろまた県の調査しますので、その改善傾向を見て、また次年度の子供たちの力をつけるということで、サイクル的に考えておりますので、一体的に今取り組んでいるところです。

○岩中伸司委員 わかりました。それはもう平行線であるんで、これで……。ぜひ子供た

ちの学力を向上させる努力はしていただいて、これまでどおりか、より一層努力していただきたいと思います。

問題点については、まだちょっとありますけれども。

○松田三郎委員長 済みません、私から学校人事課長にちょっとお尋ねですけれども、熊本市の採用に関しては、しばらく県と共同で——政令市になってからですね、教員の採用をするということで、今もう完全に市は市独自で採用なさっているんですか。それと異動のこともちょっとお聞きしたいです。

○山本学校人事課長 お答えいたします。学校人事課です。

教員採用選考につきましては、別々で実施を行っております。昨年度からですね。それから、人事異動につきましても、基本的にもう別々で異動するというございですが、協定書を結んだ段階で、一定の人事交流ですとか、あるいは期間を限定して、ちょうど政令市になる直前あたりで採用された方の異動等については、今後しばらくまだ熊本市との間で異動をやっていくというような形になっております。

○松田三郎委員長 なら、協定書は、割合か何か人数とか決めてあるわけですか、人事交流の。

○山本学校人事課長 人数までは書いてございませんが、一般の教職員、それから管理職の人事交流を今後も続けていきたいと思います。という趣旨の協定書になってございます。

○松田三郎委員長 その前が柳田局長が人事課長でしたよね。あの当時、政令市になった場合に、当時、これはうわさですけども、熊本市が数年前から既に囲い込みといいます

か、いわゆるいい先生を熊本市内に囲い込んで、そうではない先生だけが熊本市以外に残るんじゃないだろうかというふうな教育界のうわさもあったという話を当時の課長にしまして、そういうのがないように、あの当時はまだ採用がしばらくは共同でやるかもしれないという時期でもありました。

それで、まだ1年とか数カ月の話でしょうけれども、今の時点で、あるいは今後明確に採用も、異動、人事権も分かれた場合に、その協定という話はありませんけれども、基本的に人事交流はあるとはいえ、熊本市内の教員は熊本市内でしか異動しない、それ以外の先生は熊本市を除くところでしか異動はない、もちろん地域的なことも大きいとは思いますが、そうした場合に考えられるこの採用なり、異動の心配、あるいはこれはメリットもあるかもしれませんが、メリットとか、弊害とかというのが、今の時点であるとか、あるいは今後こういうことが考えられるんじゃないだろうかというのが、よければ柳田局長からちょっとお答えいただければと思います。

○柳田教育総務局長 明確にはなかなか難しいことですが、私が深く政令市になるときに人事異動、採用についてかかわってきましたけれども、基本的に熊本市は政令市になるならば、自分のところで自己完結、責任をやっぱり持つ姿勢を持ってもらいたい。当時は、共同で採用についても実施というような話もありましたが、それをやってしまうと、いつまでたってもやはり自立できないだろうということで、やはり自分のところで採用をしていただきたいというようなことで決着をしました。

ただ、試験問題をつくるノウハウがありませんので、熊本市に。当分の間は、その部分は県のほうで協力してあげましょうというふうな決着をしました。

当初から、もう交流がなくなってしまうと、熊本市で採用になると、一生涯熊本市で終わることになる、県もそうです。そうなった場合に、やはり交流して切磋琢磨する部分は必要だろうと、よその飯を食べる、そういうところも必要だろうということで、1つは、40以下までの、中堅までの職員で、30とか、50とか、一定数は交流をやりましょう、管理職についても、そこまで多くはないと思いますけれども、一定数についてはやはり交流をしよう。そのことによって、それぞれの事情とか、教育のやり方というのを先生が勉強することができるだろうと、そういうふうな決着をいたしているところです。

○松田三郎委員長 年数がたつと、なかなかそういうのもごっちゃになってくる可能性もありますから、今おっしゃったような方向で、市ともいい意味でのいい関係をつくっていただきたいと思います。

○岩中伸司委員 義務教育課ばかりお尋ねしますが、まあまあ、憎うして言いよつとじやなかです。

先ほど尋ねた40ページの下のところ、子どもたちの未来を拓く教育環境改善事業というのがありますが、これと直接は関係ないことですが、今子供たちに、教育環境で言うなら、これはソフト面だけの中身になっていますので、学校の中にクーラー、冷房装置が教室についているところというのはあるんですか。どのくらいぐらいありますか。

○松田三郎委員長 どこについている……。

○岩中伸司委員 小中学校。

○松田三郎委員長 小中学校。

○岩中伸司委員 ずっと私も学校に行くと、

ついとらぬけん——県で直接じゃなかろうばってんが。

○緒方義務教育課長 義務教育課で、ちょっとその施設設備の市町村のエアコンの数、数えておりません。済みません。

○清原施設課長 施設課でございますが、調査がちょっと古いんですけども、22年10月に文部科学省で調査されたところ、小学校の普通教室では大体7%ぐらい、それから中学校では9%ぐらいの設置率となっております。

○松田三郎委員長 それは文科省なら全体のですか。全国の……。

○清原施設課長 熊本県です。

○岩中伸司委員 ありがとうございます。

非常に市町村立の学校、小中学校、どこへ行ってもクーラーがない、特にこしは40度近くあることだから、県の直接の事業じゃないかもしれませんが、ぜひこういうソフト面じゃなくて、そういったところも指導と、何か、余分な財政はないと思いますが、援助ができるような形で、何かやっぱり小中学校も支援していかないかぬなというふうなことをしっかり思いますので、これは私の思いを言っておきます。

もう答弁は要りませんので、よろしくひとつお願いします。

○松田三郎委員長 要望ですね。

○小杉直委員 もうベルが鳴りましたが、参考まで。

教育長の説明事項の中に、平田課長、国体の女子が11位から34位に下がったわけですたいな。あっさり言うて、どぎゃんとが悪かつ

たですか。

○平田体育保健課長 この女子が11位から34位というの、これは少年女子の種別の結果でございます。いろいろ熊本県は、得意とする競技とか、そういうところもありまして、盛んな競技なんかもあったんですけども、お家芸と言われるところがなかなか取りこぼしがあったといったこと、それから、ベスト16までは上がるんですけども、ベスト8からが入賞なんですけれども、そこまでがもう一歩及ばなかったとか、そういった点があったところでございます。

○小杉直委員 お家芸とおっしゃいましたが、私が、正確じゃなけれど、少年剣道とか、なぎなたが振るわなかったという話を聞いておりますが、そういう面もあったですか。

○平田体育保健課長 剣道及びなぎなたとか、武道競技あたりもインターハイでは結構好成績を残しとったものですから、それなりの期待をしとったところでございますが、そこまでは、インターハイの成績までは及ばなかったということもあったところでございます。

○小杉直委員 まあ、武道・スポーツ振興議員連盟として残念に思っておりますが、45ページに武道館使用料が2万円となっておりますね。これは多分年間の金額だと思いますたいね。さっき言いましたように、武道館は今建築して何年になるんですかな。

○平田体育保健課長 昭和46年にできましたので、42年。

○小杉直委員 重なりますが、かなり老朽化しとつとですたいね、それから駐車場も少な

い、それからお家芸の剣道、柔道、なぎなた等も、狭いところで押し合いへし合いの窮屈な練習をしているようであるし、使用料も、本当でしたらもっと上がらんといかぬとです。そういうことから、ひとつ武道館の再建については取り組んでいただきますように要望とします。

以上です。

○松田三郎委員長 要望でございますね。

ないようですので、これで教育委員会の審査を終了いたします。

これより午後1時まで休憩いたします。

ありがとうございました。

午後0時5分休憩

---

午後1時1分開議

○松田三郎委員長 委員会を再開いたします。

それでは、これより環境生活部の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、まず最初に一度立っていただきまして、どなたがどこで説明なさっているかわかるようにしていただければ幸いです。その後は、説明は着座のままで結構でございますが、簡潔にお願いを申し上げます。

それでは、環境生活部長から決算概要の説明を行い、続いて担当課長から順次資料の説明をお願いいたします。

初めに、谷崎環境生活部長、お願いいたします。

○谷崎環境生活部長 環境生活部の谷崎でございます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、着座のまま御説明をさせていただきます。

平成24年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のあり

ました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、環境生活部関係の事項につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

前年度の決算特別委員会では、各部共通事項として2点の御指摘がございましたが、その中で当部が該当するものとして、まず1点目は「収入未済の解消については、未収金対策連絡会議における徴収のノウハウの共有化や各課独自の工夫等により着実な改善が図られつつあるが、歳入の確保及び公平性の観点から、さらに徹底した徴収に努めること。」という御指摘がございます。

当部の収入未済につきましては、関西訴訟原告への療養費等支給事業に係る離島加算手当の過払い金がございましたが、これは、平成22年度に債権者から分納誓約書を徴収して以降、毎月、電話により本人の生活状況や納付可能額をお聞きした上で、計画的に納付いただいているところでございます。

2点目は「飲酒運転を根絶するためには、県民への啓発を継続して行っていくことが重要であり、限られた予算の中で、県民参加型飲酒運転根絶等特別啓発事業などに取り組んでいるが、さらに啓発事業の一層の充実を図ること。」という御指摘がございます。

飲酒運転の根絶に係る取り組みに関しましては、県民全般に向けた意識醸成を目的としたラジオ広報番組の放送、交通安全指導における飲酒運転根絶の徹底を目的とした交通指導員の講習等を実施するなど、毎年、内容を工夫しながら新たな取り組みを行っております。

平成24年度には、年末のショッピングモールやロアッソ熊本のホームゲーム開催時など、多くの県民が集まる機会を捉えて、飲酒運転根絶を呼びかけるキャンペーンを実施しております。また、警察本部においても、飲酒運転事故被害者の遺族の方の講演会を開催し、事故の悲惨さを訴えるなど、飲酒運転根

絶に向けた取り組みが行われております。

今後も引き続き県警、市町村等と連携しながら、効果的な方法で飲酒運転根絶に取り組んでまいります。

続きまして、環境生活部の平成24年度決算概要について御説明を申し上げます。

当部の決算に関連します会計は、一般会計及び熊本県のチッソ株式会社に対する貸し付けに係る県債償還等特別会計の2会計でございます。

まず、これらの2会計を合わせた歳入の決算状況でございますが、収入済み額は552億2,800万円余で、調定額に対する収入率は99.9%、収入未済額は19万円余でございます。

次に、2会計を合わせた歳出の決算状況ですが、予算現額624億5,800万円余に対しまして、支出済み額は618億1,700万円余で、不用額は4億7,800万円余となっております。なお、執行率は98.9%でございます。

不用額の主な内容は、水俣病総合対策事業において、療養費等の支給額が見込みを下回ったことによる不用額等でございます。

以上が平成24年度決算の概要でございます。詳細につきましては各課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

なお、最後になりましたが、既に新聞等で報じられておりますが、今年度の監査において、水俣病の検診機器が、貸し付けしている医療機関で誤って廃棄されていることが判明し、指摘を受けております。後ほど担当課長から詳細については御説明をいたしますが、これについては全く弁解の余地がなく、心よりおわびを申し上げる次第でございます。まことに申しわけございませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。

○松田三郎委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○宮尾環境政策課長 環境政策課でございます。

当課は、一般会計、特別会計とも、全体を通して不納欠損額や収入未済額、また、翌年度繰越額はございません。

資料の2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入についてでございます。

一時金支払い関係支援費補助の172億2,000万円余は、このたびの平成22年度からの水俣病関係特措法救済に伴いますチッソに支払う一時金に係る支援経費のうち、85%は国が負担することとされておりまして、その国庫補助金を一般会計で受け入れたものでございます。

3ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

3段目の諸支出金の186億円余は、この後御説明させていただきますけれども、チッソ特別会計の一般会計からの繰出金でございます。

主な内訳につきましては備考欄にございますが、3つございます。まず、平成7年の政治解決に伴う一時金県債の元利償還に係る繰出金2億7,000万円余、平成12年度に出されましたチッソへの金融支援抜本策に基づきます特別県債の元利償還に係る繰出金が9億6,000万円余、それから3つ目が、このたびの特措法救済に伴います一時金支払い支援に係る繰出金173億円余でございます。

4ページをお願いいたします。

ここからが、いわゆるチッソ県債に係る特別会計の決算でございます。

資料上、非常にチッソの特別会計はわかりにくくて、大変恐縮でございますが、この特別会計で処理している事柄を大まかに御説明をさせていただきたいと思っております。

この特別会計は、県が過去にチッソに貸し付けるために借り入れました、いわゆるチッソ県債、これの償還に係る特別会計でございます。

扱う県債の種類は5種類ございます。まず、4ページの冒頭にも出てきますけれども、水俣湾の公害防止事業、いわゆる昭和52年から14年間の歳月をかけまして行いました水俣湾の埋め立てでございますが、これに係るチッソへの負担金に係るヘドロ立替債が1つ目です。それから、2つ目は、チッソの認定患者に対する患者補償の支払いのための患者県債——これは4ページ目の2段目に出てきますが、チッソ貸付費とあるのがそれでございます。が2つ目でございます。3つ目は、平成7年に政治解決を行いまして、チッソが一時金を支払うための平成7年一時金県債、4ページの最下段に出てきますけれども、この水俣病問題解決支援財団出資費とあるものが3つ目でございます。それから、4つ目が、平成12年以降のチッソ金融支援抜本策の実施に伴います特別県債で、これは5ページ目に出てまいります。それから、5つ目の県債が、このたびの平成22年度からの特別措置法救済に伴いまして、チッソが一時金を支払うための新たな一時金県債、これは6ページに出てまいります。この5つを扱っております。

このうち、いわゆるヘドロ立替債と患者県債につきましては、毎年度、おおむね70数億円の元利償還を県として行っております。財源といたしましては、抜本策のルールに基づきまして、チッソから可能な範囲で返済を求めまして、不足する額につきましては、国庫補助金で8割、特別県債で2割というルールで財源に充てております。

これに対しまして、一時金県債と特別県債につきましては、毎年、おおむね10数億円ぐらゐの元利償還を行っておりますけれども、これは全て一般会計からの繰入金を財源として償還しております。この繰入金については全額地方交付税措置がなされているところでございます。

それでは、4ページを、済みません、お願

いいたします。

歳入について、不納欠損、収入未済はございません。

まず、4ページの上段のヘドロ立替債に係るチッソからの返済額が5億円余っております。

2番目の段のチッソ貸付費、これは患者県債の分でございますが、チッソからの返済額として32億円余を受け入れております。

最下段の一時金県債の元利償還のための一般会計からの繰入金が2億7,000万円余となっております。

5ページをお願いいたします。

上段は、チッソ返済不足額の8割に相当いたします国庫補助金の受け入れ額が38億9,000万円余と、それから特別県債の元利償還のための一般会計からの繰入金が9億6,000万円余でございます。

最下段は、チッソ特別貸付資金は、チッソ返済不足額の2割に相当する特別県債の借入れの計9億7,000万円余となっております。

6ページをお願いいたします。

特措法救済に伴います一般会計からの繰入金が、上段でございますが、173億円余と、それから特措法に係ります一時金県債の借入額が30億円余でございます。

歳入は以上でございます。

7ページをお願いいたします。

チッソ特別会計の歳出になります。

翌年度繰越額はございません。

7ページの上段の水俣湾堆積汚泥処理事業費、これはいわゆるヘドロ立替債の元利償還額が19億7,000万円余、下段のチッソ貸付費、これはいわゆる患者県債に係ります元利償還額が、合計しますと56億4,000万円余の償還金でございます。

8ページをお願いいたします。

上段は、平成7年の一時金県債に関する元利償還金で、2億7,000万円余でございます。



す。

中段の特別貸付金は、チッソ返済不足額の2割に対応します特別県債によるチッソへの貸付金9億7,000万円余でございます。

それから、最下段の公債費は、過去に発行いたしました特別県債の元利償還金9億6,000万円余でございます。

9ページをお願いいたします。

一時金支払い関係支援費、これは、今回の特措法被害者救済に伴いますチッソの一時金支払いの支援のために、財団を通してチッソに貸し付けを行っておりまして、県から財団法人水俣・芦北地域振興財団に対する出資金202億6,000万円余と、それに係る利子償還の1億4,000万円余でございます。

以上、ちょっと複雑で恐縮でございますが、以上でございます。よろしく願いいたします。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課長の田中でございます。よろしく願い申し上げます。

まず、定期監査の結果につきまして、公表事項はございません。

それでは、資料の10ページのほうをお願い申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

国庫支出金につきまして、不納欠損、収入未済はございません。

なお、国庫補助金につきまして、予算現額と収入済み額との差が1億1,000万円余ございますが、これは水俣病被害者手帳をお持ちの方に医療費を支給しております水俣病総合対策事業の実績が見込みを下回ったことなどにより補助金が減ったためでございます。

11ページのほうをお願い申し上げます。

真ん中ほどに書いております雑入でございます。収入未済が19万4,000円でございます。これにつきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

資料のほう飛んでいただきまして、恐縮でございますが、14ページのほうをお願い申し上げます。

歳出でございます。

公害保健費につきましては、不用額が3億5,000万円余となっております。これは、先ほど御説明をいたしましたとおり、医療費の支給実績が見込みを下回ったことなどによりまして生じたものでございます。

次に、恐縮でございますが、別冊の決算特別委員会附属資料の3ページをお願い申し上げます。

収入未済でございます。

2の収入未済額の過去3カ年の推移の離島加算過払い金でございます。

これは、平成16年の最高裁判決で勝訴をされました方に対しまして、治療促進事業として医療費などを支給いたしております。あわせて、離島にお住まいの方が島の外の病院にかかられた場合に、1日当たり500円の離島加算を支給いたしております。この方が、島の中の病院にかかられた場合にも離島加算を支給してしまった結果、過払いが生じたものでございます。

過払いを受けられた方を訪問いたしまして、返納をお願いいたしました。しかし、この方は、80歳を超える高齢のひとり暮らしでございます。生活に困窮をされておられますので、一括返納が非常に厳しい状況でございます。このため、分割返納のお約束をいただきまして、毎月、少しずつではございますが、返納をいただいております。今後も未収金の回収に努めてまいります。

以上、保健課でございました。よろしく願い申し上げます。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課長の中山でございます。よろしく願いいたします。

まず、決算特別委員会の説明資料に入ります。

す前に、先ほど部長から報告がありました、今年度の監査結果公表事項について御説明をさせていただきます。

お手元の1枚の資料、監査結果公表事項をごらんいただきたいと思えます。

その中で、指摘事項とございます。(1)重要備品の管理についてです。読ませていただきます。「医療機関に貸し付けていた水俣病認定業務に係る検査機器3点が廃棄されており、十分な貸付管理が行われていない。熊本県物品取扱規則等に基づき、適正な管理を行うとともに、再発防止策を講じること。」というものです。ことし7月の定期監査において御指摘をいただきました。

認定検診については、医療機関に実施をお願いすることがあり、その場合、検査機器の一部は県から貸し付けております。そのうちの3点が、昨年、現況の確認を行ったところ、貸付先で廃棄されていたことが判明し、今回の指摘となったものです。

この件につきましては、本日の決算特別委員会で御報告することとしておりましたが、既に県のホームページで公表された監査報告に基づき新聞等の取材があり、先週、報道されたところです。

報道と前後いたしました。本委員会で御報告するに当たり、このような事態が発生しましたことについて、深くおわびを申し上げます。

物品の廃棄につきましては、貸し付け先に管理の不十分さがあつたとしても、貸し付け元である県として、機器の現況を日ごろから確認し、必要に応じて貸し付け先に注意喚起をするという基本を怠らなければ発生しなかつたもので、弁解の余地は全くございません。

監査委員からは、今後管理をしっかりとすることの御意見を頂戴しております。このような事態を未然に防ぐことのできなかつたことについて、深く反省をしております。大

変申しわけございません。

今後の再発防止策としまして、早速、認定検診を委託している医療機関に対し、県有備品の適正管理を徹底する旨の通知を行いました。また、医療機関を訪問の上、保管状況を確認し、個々の備品について、通常張りつけている県所定の備品シールに加えて、本県の備品であることを明示するシールを別途張りつけてまいりました。

今後は、年1回、必ず職員が直接貸し付け先を調査し、管理状況を確認するとともに、貸し付け先の責任者に対しても随時指導を行い、適正な管理の徹底を図り、二度とこのようなことが発生しないよう、担当課としてしっかりと取り組んでまいります。

それでは次に、決算について御説明させていただきます。決算特別委員会説明資料にお戻りいただきまして、15ページをお願いいたします。

歳入でございますが、国庫支出金につきましては、不納欠損額、収入未済み額ともにございませぬ。

公害健康被害補償事業事務交付金におきまして、予算現額と収入済額の差が168万6,000円でございます。この交付金は、水俣病の検診や認定審査などの認定業務に要する経費のおおむね2分の1が国から交付されるものです。ことし1月に国から最終内示がありましたが、交付額が予算上の見込み額を上回る結果となったことによるものです。

次に、諸収入につきまして、不納欠損額、収入未済み額はございません。

続きまして、16ページをお願いいたします。

歳出でございますが、公害保健費につきまして、不用額が2,120万4,000円となっております。これは主に水俣病認定業務などの実績が見込みを下回ったことにより生じたものでございます。翌年度への繰越額はございません。

以上でございます。御審議のほどよろしく  
お願いいたします。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課福  
田でございます。どうぞよろしくお願いた  
します。着座で失礼します。

初めに、定期監査の結果でございます。公  
表事項で、職員の交通事故につきまして御指  
摘をいただいております。

日ごろから注意喚起していたつもりでござ  
いましたけれども、昨年度、私用中に過失割  
合の高い人身事故が1件発生いたしました。

今後の防止策といたしまして、交通安全に  
関する職場研修会を開催いたしますととも  
に、当課独自の交通安全10カ条を作成いた  
しましたので、課内会議など、あらゆる機会を  
通じて職員の交通安全の意識向上に努めてま  
います。

次に、決算について御説明いたします。説  
明資料17ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、17ページから  
18ページ、19ページにかけまして、全ての歳  
入において不納欠損額、収入未済額はござい  
ません。

済みません、17ページにお戻りください。

下から2段目の国庫支出金の中の地域の元  
気臨時交付金でございますが、これは企業局  
が実施いたします八代工業用水の導水管耐震  
化事業の財源とするものでございます。国か  
らの交付が平成25年度となったことから、歳  
出予算とともに25年度に繰り越したものでご  
ざいます。

18ページをお願いいたします。

中ほどの環境保全基金繰入金、390万円余  
の差額がございますけれども、これは、この  
基金を充当して実施いたします事業の執行残  
に伴うものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

歳出でございます。

下段の計画調査費でございますが、主な事

業は、企業局の工業用水道事業に対する一般  
会計からの貸付金、そして、昨年10月から全  
面施行いたしました地下水保全条例の施行準  
備、また、昨年度設立いたしました熊本地下  
水財団に対する支援などの地下水保全のため  
の事業を行うものでございます。

不用額399万円余につきましては、地下水  
採取の許可制導入に伴い策定をいたしました  
地下水の使用合理化及び地下水涵養の指針策  
定に関する業務委託の入札残及び水量測定器  
の設置補助の執行残などによるものでござい  
ます。

21ページをお願いいたします。

公害対策費でございますが、主な事業は、  
地球温暖化対策に関する事業及び環境センタ  
ーを中心とした環境教育に関する事業などを  
行うものでございます。

不用額の1,000万円余は、環境センターの  
電気料金、通信、印刷経費などの管理運営経  
費の節減及び環境教育フォーラムの実施委託  
に関する入札残などの各事業の執行残による  
ものでございます。

また、9,000万円余を本年度に繰り越して  
おりますが、これは後ほど附属資料で御説明  
いたします。

22ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計繰出金でございます。

これは、企業局の工業用水道事業会計に係  
る企業債元利償還などに対して、一般会計か  
ら支出する繰出金でございます。歳入で御説  
明しましたように、地域の元気臨時交付金を  
充当する八代工業用水の導水管耐震化工事に係  
る繰出金を繰り越しております。

次に、別冊附属資料をお願いいたします。

1ページでございます。

繰越事業についてでございますが、まず市  
町村等再生可能エネルギー等導入推進事業で  
ございます。この事業は、地域の防災拠点や  
避難所などの非常時の電源を確保するため  
に、再生可能エネルギーを導入するものでご

ざいまして、昨年度から国において事業化されたものでございます。

本県は、昨年度、10億円の配分を受けまして、環境保全基金に積み立てを行い、平成28年度までの5年間で事業を実施することとしております。

昨年度は、6町村に対して交付決定を行いましたが、国の交付決定が年度中途であったことなどから事業スケジュールが短かったことに加えまして、詳細設計に時間を要したことなどにより繰り越したものでございます。

資料は9月1日時点で記載しておりますけれども、現時点では4町村の事業が完了し、残り2町村も年内に事業が完了する見込みとなっております。

次に、企業局の工業用水道事業会計繰出金でございます。

これは八代工水の導水管耐震化事業でございますけれども、本年度は、導水管内の測量や清掃などの耐震化事業の準備工事を実施されることとなっております。7月に工事契約を行い、工事に着工してございまして、年度内には準備工事は完了する見込みとなっております。

以上、御審議よろしく願いいたします。

○松田環境保全課長 環境保全課松田でございます。

初めに、定期監査につきましては、公表事項はございません。

説明資料の23ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、使用料及び手数料、国庫支出金、24ページの繰入金、25ページの諸収入、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

歳入につきましては以上でございます。

次に、歳出について、主なものを御説明いたします。26ページをお願いいたします。

まず、衛生費のうち公害対策費でございます。主な事業といたしましては、石綿健康被

害救済給付金事業がございます。

これは、平成18年2月に制定されました石綿による健康被害の救済に関する法律に基づきまして、石綿による健康被害を受けた方、また、その遺族に対して救済給付を行うために、独立行政法人環境再生保全機構に設置されました石綿健康被害救済基金へ本県負担分を拠出するものでございます。

予算額1億6,811万円余のうち、支出額が1億6,491万円余で、不用額319万円余が生じておりますが、これは経費節減による執行残でございます。

次に、27ページの公害規制費でございます。

主な事業といたしましては、大気汚染防止法に基づきまして、県内36カ所の測定局において、光化学オキシダント、微小粒子異常物質PM2.5、窒素酸化物、硫黄酸化物などの大気汚染物質の常時監視を行っております大気汚染監視調査事業、文部科学省からの委託事業であります環境放射能水準調査、河川、海域及び地下水の水質環境監視事業でございます。

予算額1億6,656万円余のうち、支出済み額が1億4,933万円余、不用額が1,723万円余を生じておりますが、これは大気汚染監視調査事業を初め、大気汚染環境測定機器更新などの入札残等でございます。

次に、環境整備費でございます。

主な事業といたしましては、市町村の水道事業の許認可や指導監督、個人の飲用井戸の衛生対策としての水質調査などを行います上水道費でございます。不用額423万円につきましては、経費節減によるものでございます。

次に、災害復旧費の環境衛生災害復旧費でございます。

大気環境測定機器災害復旧事業でございますが、これは平成24年7月12日の熊本広域大水害により被害を受けました酸性雨測定装置

の復旧を行ったものでございます。不用額4万円余につきましては、入札残等でございます。

歳出は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○江上自然保護課長 自然保護課長の江上です。よろしく申し上げます。

それでは初めに、定期監査の結果についてですが、公表事項はありません。

資料の28ページをお願いします。

まず、歳入に関する調べですが、使用料及び手数料、財産収入、繰入金ともに不納欠損額、収入未済額はありません。

狩猟関係手数料の調定額の減については、狩猟免許試験の受検者数、狩猟免許の更新件数、狩猟者登録件数が当初の見込みを下回ったためです。

次に、29ページをお願いします。

環境保全基金繰入金の調定額の減については、荒尾干潟に関するシンポジウムの開催経費を節減したことによるものです。

次に、30ページをお願いします。

まず、鳥獣保護費ですが、鳥獣保護対策などに要する経費です。不用額407万円余は、鳥獣保護対策事業において、有害鳥獣捕獲数が減少したこと、また、捕獲隊の編成補助の申請数が見込みよりも少なかったことなどに伴う執行残です。

次に、自然保護費ですが、希少野生動植物の保護対策や生物多様性の普及促進、アライグマ生息緊急捕獲調査に要する経費などです。不用額438万円余は、荒尾干潟に関するシンポジウムの開催経費を節減したことによる執行残及びアライグマ生息緊急捕獲調査について、経費節減などに伴う執行残です。

次に、31ページをお願いします。

観光費ですが、これは自然公園施設の清掃管理や補修等に要する経費です。不用額234万円余は、入札や経費節減などに伴う執行残

です。

次に、観光施設災害復旧費です。これは、昨年の災害により被災した自然公園施設の復旧に要する経費です。不用額82万円余は執行残です。

災害復旧につきましては、一部を翌年度に繰り越しております。附属資料の2ページをお願いします。

これは仙酔峡園地、杵島岳園地の歩道の復旧ですが、地権者との用地交渉が難航したため、180万円を翌年度に繰り越したものです。

自然保護課は以上です。よろしく申し上げます。

○坂本廃棄物対策課長 廃棄物対策課の坂本でございます。どうぞよろしく申し上げます。

決算について御説明をさせていただきます。

まず、歳入についてですが、32ページ、33ページをお開きいただきたいと思います。

使用料及び手数料、国庫支出金並びに財産収入及び繰越金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

32ページの使用料及び手数料につきましては、予算現額と収入済み額に816万円余の差額がございます。これにつきましては、産業廃棄物の収集運搬業の更新許可等につきまして、見込みを下回ったことによりまして生じたものでございます。

次に、34ページをお願いいたします。

歳出についてですが、環境整備費についてでございます。

これは、当課が行っております廃棄物の適正処理や3Rの推進などの事務事業に要する費用でございます。1,185万円余の不用額が生じておりますが、主に経費削減や産業廃棄物リサイクル等推進事業における所要額の減によって生じたものでございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○中島公共関与推進課長 公共関与推進課の中島でございます。

35ページをお願いいたします。

歳入でございますが、繰入金につきましては、不納欠損及び収入未済額ともにございません。

次に、36ページをお願いいたします。

歳出でございますが、総務費の一般管理費は職員の時間外勤務手当でございます。

次の衛生費のうち公害対策費は、職員給与費でございます。

次に、環境整備費の不用額につきましては、公共関与推進事業の活動費の執行残でございます。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○石崎くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課長の石崎でございます。よろしく御願いたします。

まず、定期監査の結果でございますけれども、公表事項はございませんでした。

それでは、説明資料に基づきまして説明させていただきます。資料の37ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございますが、国庫支出金、諸収入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、38ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。

まず、交通安全対策促進費でございますが、交通安全推進連盟などへの補助や交通事故相談業務など、交通安全総合対策の推進に係る経費でございます。

なお、不用額61万円余は、電子メールや庁内通送を利用したことによる郵送料の減など、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、最下段の諸費は、県民の防犯意識を高めるための広報、啓発や防犯リーダー育成、防犯ボランティアの活動実態調査など、犯罪の起きにくいまちづくりの推進や犯罪被害者等支援に係る広報、啓発などの経費でございます。

なお、不用額の98万円余につきましては、予定より安価に印刷物を作成できたことなどに伴う執行残でございます。

次に、39ページをお願いいたします。

青少年育成費でございますが、これは、青少年育成県民会議への補助や青少年の健全育成に係る広報、啓発、有害環境調査や有害サイトを介した少年被害に対する対応、検討などの少年保護育成条例の運用など、青少年の健全育成推進に係る経費でございます。

なお、不用額113万円は、有害玩具指定などに係る少年保護育成審議会や優良映画の推奨などに係る映画委員会の開催がなかったことのほか、電子メールや庁内通送を利用したことによる郵送料の減など、また、地域青少年健全育成活動強化事業などの経費節減に伴う執行残でございます。

最後に、最下段の農業総務費は、食品表示制度の啓発、指導や食の安全、安心確保に係る普及啓発、残留農薬などの食品検査に係る経費でございます。

なお、不用額196万円余は、セミナーなどを内閣府の事業を活用して実施したことなどによる経費節減、また、食品表示や食の安全に関して、疑義案件調査や検査を要する案件が見込みより少なかったことなどによる執行残でございます。

以上、御審議のほどよろしく御願いたします。

○杉山消費生活課長 消費生活課長の杉山でございます。よろしく御願いたします。

初めに、定期監査の結果でございますが、公表事項はございません。

それでは、説明資料の40ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございますが、全ての歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

一番上の使用料及び手数料の貸金業者登録手数料でございますが、登録の更新を見込んでおりました貸金業者が廃業しましたために、登録手数料15万円の減額が生じております。

続きまして、最下段の消費者行政活性化基金繰入金でございますが、予算現額に対しまして740万円余の減額を生じております。この繰入金は、消費者行政活性化基金を取り崩して一般会計に繰り入れるものでございます。

減額を生じた主な理由につきましては、市町村の消費者行政強化のための補助金におきまして、市町村からの補助金申請額がその見込みより少なかったためでございます。

次に、42ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございますが、2段目にあります消費者行政推進費につきまして、不用額1,110万円余が生じております。この理由につきましては、消費者行政活性化基金を活用しました市町村への補助金につきまして、見込みより補助金申請が少なかったことによる執行残あるいは各種事業等における経費節減に伴うものでございます。

最後に、3段目にあります中小企業振興費の不用額40万円余につきましては、経費節減に伴う執行残でございます。

消費生活課は以上でございます。

○大谷男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課長の 大谷でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、定期監査では公表事項はございません。

次に、決算でございますけれども、資料の

43、44ページをお願いいたします。

まず、43ページの歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

新しい公共支援基金繰入金につきましては、予算規模に対して調定額が309万円余減となっておりますが、国からの基金事業による新しい公共支援事業の事業費の確定に伴うものでございます。

続きまして、44ページの歳出でございますが、総務管理費のうち諸費の不用額422万円余につきましては、主に新しい公共支援事業の事業費確定等に伴う執行残でございます。

次に、社会福祉総務費のうち不用額384万円余につきましては、主に委託費の入札等によります執行残及びその他経費の節減に伴う執行残でございます。

以上が男女参画・協働推進課分でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○中富人権同和政策課長 人権同和政策課長の中富でございます。よろしく申し上げます。

では、着座で説明させていただきます。

初めに、定期監査につきましては、公表事項はございません。

では、説明資料の45ページをお願いいたします。

歳入でございますが、国庫支出金及び諸収入につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、一番後ろの46ページをお願いいたします。

歳出につきまして御説明いたします。

人権同和政策課では、各種の啓発事業を実施しておりますが、総務費の諸費につきまして、438万円余の不用額が生じております。これは主に広報啓発事業や研修、人材育成事業におけます入札残や経費の節減によります執行残でございます。

また、民生費の社会福祉総務費につきまして、185万円余の不用額が生じております。これは主に人権問題連携調整費において、人権関係団体への補助金が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○松田三郎委員長 以上で環境生活部の説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

○小杉直委員 30ページ、自然保護課長にお尋ねですが、自然保護費の中で希少野生動植物保護対策事業、500万円余を使ってありますが、この中で植物は主にどのようなのが、幾つか列挙するならば。

○江上自然保護課長 主に阿蘇地域のハナシノブ、それからサクラソウ、ほかにはカタクリとか——これは八代地域のほうですけども、がそれに値します。

○小杉直委員 ミズアオイという植物がありますが、それについては、これには費用は使っていない。

○江上自然保護課長 ミズアオイは、希少野生動植物には入っていなかったと思います。

しばらくお待ちください。

○小杉直委員 それならば、入っていなかったかもしれないということで、それはそれで理解しておきますが、江津湖にミズアオイという絶滅危機植物がありますな。それは、それならば違うのかな、この費用には。

何を言いたいかというのと、このミズアオイを、自衛隊のOBの隊友会がボランティアで今一生懸命に絶滅しないように頑張っておら

れるので、この予算の中にも入ったかなと質問したわけですが、一応保留しときましよう。結構です。

○江上自然保護課長 よろしいですか。

○小杉直委員 はい。

○松田三郎委員長 後で確認して、課長、もし入ったたら、また説明しといてください。

○江上自然保護課長 わかりました。

○前川収委員 同じ自然保護課の鳥獣保護費の中で407万不用が出ておりますが、特定鳥獣適正管理事業、鹿とかイノシシとか、被害が出て困っているという話を、もう御存じのとおりであります。困っている割にはえらい不用が多いなと思って見ていましたけれども、これは何でこんな不用が出たんですか。

○江上自然保護課長 まず、有害鳥獣関係の費用で不用額が出ているのは、特定外来生物クリハラリスというのがありますけれども、それが、一応平成22年には3,200頭ほど捕獲したんですけども、それ以降、平成23年度が1,500頭、平成24年度が750頭というふうに、だんだん生息数が少なくなってきております。

生息数が少なくなると捕獲数が減るということで、一応不用額が出たということと、もう一つは、イノシシの捕獲隊の編成なんですけれども、捕獲隊を編成すると補助金が出ますけれども、人吉地域、球磨地域は主に鹿を撃つという対策を打っておりまして、イノシシの捕獲隊を組むというのが当初よりも見込みが少なくなったというのと、天草地域では、これもイノシシですけども、捕獲隊はわなで捕獲する方が大半ですので、この捕獲



隊というのは鉄砲でする方々に出す費用で、その2点、球磨と天草の捕獲隊の見込みが少なかったということで不用額が生じております。

以上です。

○前川収委員 いずれにしても、そのクリハラリスのことは私はあんまり知りませんが、イノシシ、鹿、猿、人間の生活にかなり大きな影響を及ぼす、里山からだんだん平地までおりてきて、さまざまな農林水産物——水産はないのかな、農林産物に対する被害というものがでていて、あつという間に劇的にふえてしまって、しかも、鹿も、最初は球磨だけだという話があったんですけども、最近私の地元の菊池でももう発見されているという状況で、早く手を打たないとどんどんどんどんふえていくという状況があつて、これはなかなか打つ手なしだなという気持ちがありますけれども、そういう状況がある中で、まあ400万とはいえ——鳥獣被害駆除の中での400万というのは結構大きな額でありますから、せつかくそういう、一方で苦勞なさっているわけですから、予算を有効に使う方策をしっかりと考えて使っていただいて、効果を出してもらおうようにお願いしたいと思います。

○松田三郎委員長 関連しまして、今鹿はふえているんだろうと我々は思いますが、県下全体の数でいいですけども、ふえているのかどうか。

プラス2点目は、適正に、まあ自然保護課ですから、どんどん撃ってくださいというのも言いにくいんでしょうけれども、適正に管理ができてい状態なのかどうかというのをちょっと教えていただければ。

○江上自然保護課長 鹿のほうは、毎年、ここ5年ほど、1万5,000頭ずつほど狩猟と有

害捕獲でとってきております。

生息頭数としましては、平成22年に調べたときに、3万3,000頭という調査があるんですけども、平成22年度ですけれども、ただ、5年間、これだけ1万5,000頭ほどとってきてても、まだ地域は拡大しつつも、減っているような状況ではありませんので、どうも生息調査は、自然界にいる鹿なので、なかなか調査の精度が余りよくないということもありますので、今、あと26、27年に向かってこれを——適正頭数が一応7,000頭というふうに見込んでおりますけれども、それに向けて強力に捕獲していく、そして適正頭数に向けてやっていきたいと思っております。

○小杉直委員 江上課長、もう一遍さっきの、ここに載つとる希少植物、これと絶滅危惧種は別かな。

○江上自然保護課長 別です。

○小杉直委員 では、さっきの質問は訂正。ミズアオイというのは絶滅危惧種だったけん、これはちょっと質問がずれとったけん、訂正しときます。

それと、この検査機器3点の廃棄の問題、報道もなされとったし、部長もおわびされ、水俣病審査課長もおわびされて、再発防止策もおっしゃいましたので、それはそれで認識しときますが、これは貸し付けた時期がいつごろか。それから、耐用年数はまだあったのか、なかったのか、その点はどうか。

○中山水俣病審査課長 お答えいたします。

3点機器が廃棄されておりました。いずれも視野をはかったり、眼球の運動をはかる眼科系の検査機器でございますが、1つが、昭和54年に取得をしたものでございまして、その後、平成16年に貸し付けを行っております。耐用年数は8年でございまして、年数を

過ぎた後も使用に耐える状態であったと思います。ただ、平成20年の3月ごろに廃棄をされた模様ということでございます。

もう一つが、平成2年に取得した物品でございます。これは平成5年に貸し付けをいたしました。耐用年数は10年ですが、廃棄が平成22年3月ではないかということでございます。

もう一つは、昭和56年に取得したもので、その年に貸し付けを行いましたが、耐用年数は8年でございます。これは、はっきりとした廃棄の年月日は不明でございます。

とりあえず以上でございます。

○小杉直委員 1つが昭和54年、1つが平成5年、1つが昭和56年というスタート。そうすると、耐用年数は、それぞれもう済んどったんですか、まだ耐用年数中だったんですか。

○中山水俣病審査課長 耐用年数は8年もしくは10年でございますので、今申し上げた取得年月日から考えますと、もう既に耐用年数を過ぎていたものと考えております。

○小杉直委員 そうすると、耐用年数を過ぎとったということですが、使用中だったのか、使用中でなかったのか、どうですか。

○中山水俣病審査課長 その点ははっきりしませんが、余り使用はされていなかったものと思います。といいますのが、頻繁に使用されているものであれば、使っているわけですから、知らぬ間に廃棄ということはないものと考えております。

○小杉直委員 そうすると、その貸し付けとった先の医療機関は、保管状況とか管理状況はどういうふうにされとったということは大体把握できましたか。

○中山水俣病審査課長 通常の医療機関ですから、いろんな医療機器があると思います。通常の注意を持って維持管理されてきたとは思いますが、医療機関において、いろんな機器の更新とかあるいは機関の建物の改修等がございます。その際に誤って廃棄したのではないかと考えております。管理としては、通常の管理を行われていたものと理解しております。

○小杉直委員 なら、結びに、確かにそれは県が貸し付けた検査機器で、今の経過では、反省とか再発防止はもちろん図ってもらわんといかぬわけですが、貸し付けた先の医療機関に対する注意とかなんとかはきちんとされましたかね。

○中山水俣病審査課長 冒頭の説明で申し上げましたが、まず医療機関に対して、適正管理を行うように文書をもって通知を行いました。そして、私ども、医療機関を訪問の上、責任者に重ねて注意をした上で、保管状況も全て確認をしてきたところでございます。

○小杉直委員 県の立ち位置からも、厳しく指導をしたということですか。

○中山水俣病審査課長 そのようなところでございます。

○小杉直委員 わかりました。

○氷室雄一郎委員 課長の時代じゃなかったと思うんですけども、今答弁の中で、その他こういう事例が、まだ貸し付けてあるものがあるんですか。

○中山水俣病審査課長 この廃棄された3点を含めますと、17機器医療機関に貸し付けて

おりました。現在14基ということになります。

○氷室雄一郎委員 14基というのは、別々の機関に貸し付けてあるということなんですか。

○中山水俣病審査課長 今委託をしている医療機関は4つございまして、それぞれ数の多い少ないはございますが、それぞれに貸し付けをしております。トータルが14基でございます。

○氷室雄一郎委員 4機関に14という、数的にはなるんですか。

○中山水俣病審査課長 4機関に合わせて14基貸し付けて……

○氷室雄一郎委員 現在貸し付けてあるということなんですね。わかりました。

○岩中伸司委員 関連して、それは幾らぐらい——細かなことで申しわけないんですが、かかっているものですか、もともとのお金。

○中山水俣病審査課長 まず、54年に取得したものは324万円、当時の価格でございます。それから、平成2年に取得したものは74万2,000円でございます。それから、昭和56年に取得したものは240万円でございます。いずれも当時の価格です。

○岩中伸司委員 私たちの感覚からすれば結構高い機器ですので、本当ならば、その耐用年数が8年とか、そんなに長くないようなんですけれども、かなり古い、今で言えば古い話になるもので、不思議だなというのがあるんですが、課長よりかもっともっと前の時代ですので、その辺はおおらかだったんです

か、これは。やっぱりきちっとしていたんですか。

○中山水俣病審査課長 もともと貸し付けの備品につきましても、県有の備品でございますので、県のシールは張って保管してあったと理解しておりますが、年数がたつ中で、そのシールも剥がれたり、あるいは先ほどお答えしましたが、医療機器が幾つもある中で、更新とか建物の改築、そのような中で誤って廃棄されたものと思っております。

御質問のように、私も先ほど申し上げましたように、ここをしっかりと毎年確認するといったことをやっておれば、このようなことはなかったものと理解しております。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○山口ゆたか委員 済みません、42ページの消費生活課にお尋ねします。

多重債務者生活再生支援事業ですけれども、この事業は、我々の呼びかけに応じて皆さんがつくっていただいた委託の事業だと思えますが、施策の成果等には書いてありますけれども、そういった委託先に問い合わせ、どういう現状で今こういう多重債務者の再生がなされておるのか、ちょっと現状だけ整理して御説明ください。

○杉山消費生活課長 この事業につきましては、当然多重債務者の方を支援するというところで、債務整理から家計管理、それから貸し付けまで、一貫した対応を行っているところでございます。

まず、一番大事なところは、やはり債務を少なくするというところで、債務整理というのをまず重点に置いておりまして、債務整理できた方で、ある程度計画的に返済できる可能性の方に対して、必要に応じて貸し付けるという事業でございまして、結果的に貸付額、

やがて1億を超えておりますが、ほとんど焦げつき等はございませんで、そういう意味では確実に多重債務者の再建支援につながっている事業じゃないのかなということで、私ども認識しております。

○山口ゆたか委員 成果には、24年度中の実績として総額3,000万程度で、今総額で言えば1億を超えることとなりますけれども、この24年度実績からすれば、かなりの面談を通じて貸し付けに移行するというものでありましょうけれども、その面談で貸し付けに至らない、もうちょっと整理してくださいよと、ちゃんと自分なりに整理してくださいよというのが多いということでやっぱり理解しとっていいんですかね。

○杉山消費生活課長 そうですね。正確にちょっと件数はここには把握しておりませんが、貸し付けに至らないケースもかなりあるものということで一応認識しております。

○山口ゆたか委員 わかりました。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○岩中伸司委員 14ページ、水俣病保健課、不用額が3億5,580万円で、これは実際見込みよりも少なかったというふうなお話ですが、もう少し詳しく説明をいただければありがたいんですが。

○田中水俣病保健課長 不用額が3億5,000万円余でございます。このうち、先ほども御説明をいたしました、約3億円が被害者手帳や平成7年の政治解決でもらわれた医療手帳の扶助費でございます。

予算につきましては、実際に手帳を使われました後、私どものほうに2カ月から3カ月

おくれで請求が回ってきますので、実際に支払う段階でお金がないということは避けなければなりませんので、ある程度見込みでそういう支払い不足にならないように、見込みを立ててやらせていただいております。

中でも、被害者手帳を御申請になった場合、一応私どもとしましては、できるだけ広く救済をさせていただきたい、救済になるだろうということ、そうした気持ちもありまして、支払い不足にならないように、それから、多くの方が救済されるだろうということでの見積もりを立てておりましたが、結果的には、その見込みよりも実際支給をする額が少なかったと、そういう経緯でございます。

○岩中伸司委員 ということは、被害者手帳でそういう処理をしなくて、認定申請に走っていった人がふえてきたということとは関係ないですかね、全く。

○田中水俣病保健課長 それとの関係は私のほうではないと思います。

○松田三郎委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○松田三郎委員長 ないようですので、これで環境生活部の審査を終了します。

ここで、説明員の入れかえのため、5分間休憩いたします。

どうもありがとうございました。

午後2時5分休憩

午後2時12分開議

○松田三郎委員長 それでは、委員会を再開いたします。

これより、出納局及び各種委員会等の審査を行います。

審査は、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、議会事務局の順に説明を求めた後に、一括して質疑を受

けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、最初に一度立っていただきまして、その後は説明は着座のまま簡潔にお願いいたします。

まず、会計管理者から、出納局の決算概要の説明をお願いいたします。

○伊藤会計管理者 会計管理者の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて御説明させていただきます。

出納局の平成24年度の決算概要について御説明を申し上げます。

お手元の決算委員会説明資料、1ページの歳入歳出決算総括表により概要を御説明いたします。

当局では、一般会計及び収入証紙特別会計の2会計を所管しております。

まず、これらの2会計を合わせた歳入の決算状況でございますけれども、収入済み額は31億5,442万円余で、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、2会計を合わせた歳出の決算状況でございますけれども、予算規模34億6,994万円余に対しまして、支出済み額は33億4,092万円余で、不用額が1億2,901万円余となっております。

不用額の主なものは、収入証紙特別会計において、収入証紙による手数料等が見込みを下回ったことに伴う一般会計繰出金の執行残でございます。そのほか、人件費や事務事業費の執行残でございます。

以上が平成24年度決算の概要でございますが、詳細につきましては各課長が御説明いたしますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○松田三郎委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○福島会計課長 会計課長の福島でございます。よろしくお願いいたします。

決算の御説明に入ります前に、本年度の定期監査におきまして、監査結果の公表事項といたしまして、職員の交通事故等について御指摘をいただいておりますので、まず御説明を申し上げます。

監査結果公表事項と題してございます資料をお願いいたします。

御指摘の内容は、平成24年度に、通勤中に過失割合の高い事故が1件、公務中に過失割合の高い物損事故が1件、私用中に酒気帯び運転による交通法規違反で検挙された事例が1件及び公務中に交通法規違反が1件発生している、職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、事故原因等に応じた具体的な交通事故及び交通法規違反防止対策を講じることというものでございます。

1件目の通勤中の人身事故は、通勤途中の交差点で前の車両に追突したものでございます。2件目の物損事故は、走行中の自転車と接触し、自転車を破損したものでございます。3件目の酒気帯び運転による交通法規違反は、職員が飲食店で飲酒した後、一旦は宿泊先の旅館で就寝したものの、深夜に目覚め、そのまま帰宅しようとして車を運転したため、酒気帯び運転で検挙されたものでございます。また、4件目の交通法規違反は、高速道路におきまして、後部座席同乗者座席ベルト装着義務違反を起こしたものでございます。

これらの交通事故及び交通違反につきましては、当事者に対して再発防止のための指導を厳しく行いますとともに、会計課全職員に対し、飲酒運転禁止を初めとした交通安全対策に関する指導や研修を定期的、日常的に行い、職員の交通安全意識の高揚を図ることとしております。

また、事故や違反を未然に防止する行動と

して、職場にアルコール検知器を設置、利用することや、宴会時の帰宅交通手段の職員間の確認等の実施、公務自家用出張の縮減などをあわせて行うなど、交通事故及び交通法規違反の根絶に向けた取り組みの充実を図っていくこととしております。よろしく申し上げます。

それでは、続きまして、会計課の決算について御説明申し上げます。委員会説明資料、出納局分をお願いいたします。

出納局、説明資料の2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入についてでございます。

諸収入の県預金利子につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

県預金利子の収入済み額1億3,636万円余は、歳計現金の運用に伴う利子収入でございます。

なお、会計課では、歳計現金のほかに基金もあわせて資金運用しておりますが、全体では5億3,535万円余の利子収入がございました。

3ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

2段目の一般管理費の不用額318万円余は、主に時間外勤務手当の縮減に伴う執行残でございます。

3段目の会計管理費の不用額597万円余は、主に経費節減に伴う執行残でございます。

下段の利子は、支払いに要する歳計現金が一時的に不足した場合の一時借入れに伴う利子でございます。また、不用額104万円余は、一時借入れの利子が見込みより少なかったことによるものでございます。

4ページをお願いいたします。

収入証紙特別会計でございます。

まず、この特別会計についてでございますが、県では、許認可等の申請に当たりまして、申請手数料を収入証紙によっていただい

ております。その収入証紙による収入を特別会計で一元管理しているものでございます。

歳入につきましては、収入証紙の販売額を計上しております。不納欠損額、収入未済額はございません。

上段の証紙収入の予算現額と収入済み額の差1億846万円余は、証紙売りさばき人への販売額が見込みを上回ったことによるものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

一般会計繰出金は、許認可の申請に伴う手数料等の収入を、各課での収入証紙の消印実績に応じまして関係課へ配分したものでございます。不用額1億1,731万円余は、申請実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○前野管理調達課長 管理調達課長の前野でございます。よろしく申し上げます。

管理調達課では、定期監査における公表事項はございません。

資料の6ページをお願いいたします。

一般会計の歳入は、財産収入492万1,000円、諸収入410万5,000円でございます。調停どおり収入いたしておりまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、7ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

2段目の一般管理費の支出済み額が1億1,539万9,000円、不用額が12万3,000円でございます。

下段の会計管理費の支出済み額が1,605万4,000円、不用額が136万9,000円でございます。不用額はいずれも執行残でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○松田三郎委員長 次に、人事委員会事務局長から、決算概要と資料の説明をお願いします。

○鷹尾人事委員会事務局長 人事委員会事務局長の鷹尾でございます。どうかよろしくお願いいたします。

着座にて御説明申し上げます。

人事委員会事務局の説明資料2ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、歳入につきましては、諸収入の収入済み額が192万7,000円で、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、3ページをお願いいたします。

歳出でございますが、支出済み額は1億7,558万5,000円で、翌年度への繰り越しはございません。

なお、不用額447万8,000円でございますが、主に職員採用試験の効率的な実施に努めたことなどによります執行残でございます。

それから、定期監査における公表事項はございません。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○松田三郎委員長 次に、監査委員事務局長から、決算概要と資料の説明をお願いします。

○本田監査委員事務局長 監査委員事務局長の本田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

着座にて御説明をさせていただきます。

監査委員事務局の決算の概要につきまして、お手元の説明資料に基づきまして御説明申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、該当はございません。

次に、3ページをお開きいただきたいと存

じますが、支出済み額が、委員費2,009万円余、事務局費1億7,484万円余となっております。内訳は、監査委員、事務局職員の人件費及び旅費を中心といたしました事務費でございます。

また、不用額の事務局費556万円余につきましては、経費節減等に伴う執行残でございます。

なお、定期監査における公表事項等はありません。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○松田三郎委員長 次に、労働委員会事務局長から、決算概要と資料の説明をお願いします。

○西岡労働委員会事務局長 労働委員会事務局長の西岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

決算の概要につきまして、お手元の労働委員会事務局資料により御説明申し上げます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、3ページをお願いいたします。

歳出についてでございますが、支出済み額は1億891万2,000円でございます。内訳は、委員会費が委員報酬の2,371万8,000円、事務局費が事務局職員の人件費及び事務局運営費の8,519万3,000円でございます。

不用額が353万5,000円ございますが、内訳は、委員会費が委員報酬の執行残135万9,000円、事務局費が職員給与費及び事務局運営費の執行残217万7,000円でございます。

なお、定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○松田三郎委員長 次に、議会事務局長から、決算概要と資料の説明をお願いいたします。

○長野議会事務局長 議会事務局長の長野でございます。よろしくをお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、平成24年度の歳入歳出決算状況について御説明申し上げます。

お手元に配付しております議会事務局決算特別委員会資料の2ページをごらんいただきたいと思っております。

歳入につきましては、収入済み額は、諸収入が1,110万円余でございます。これは政務調査費未使用分の返還等でございます。なお、不納欠損額、収入未済額ともございます。

次に、3ページをお願いいたします。

歳出につきましては、議会費全体で支出済み額が13億3,270万円余でございます。不用額は825万円余でございます。その内訳としまして、議会費が287万円余、事務局費が537万円余でございます。これは議員辞職に伴う報酬の執行残及び経費節減によるものでございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○松田三郎委員長 以上で出納局及び各種委員会等の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○小杉直委員 福島課長、1点素朴な質問ですが、監査結果公表事項の中に、私用中に酒気帯び運転による交通法規違反で検挙された事例が1件発生したと書いてあるでしょう。もちろん、酒気帯び運転は、それは飲酒は御法度ですが、これはどうして判明したつ。私

用中に飲酒運転の交通違反、検挙された事例は。

○福島会計課長 この違反に関しましては、阿蘇のほうで社会人の実はサッカーの大会がございまして、県下各地域から集まって。それに、うちの職員の1人がマネージャーとして参加しておりまして、本来お世話して帰るつもりで実はおりまして、それが、何と申しますか、選手たちから、もうどうせ泊まっていけよと、一緒に飲もうということになりまして、宿をきちんと予約して、きちんと支払いもして、きちんと泊まったんですけども、つい深夜に目覚めてしまいまして、実は、翌日、実家のほうの手伝いの仕事があったものですから、それが頭に浮かんでしまって、まあ飲酒運転のせいで判断を誤っていたんだと思いますけれども、つい運転してしまったということで、その帰り道の途中で実は停車しておりまして、ずっと停車しているものですから、巡回しておりましたパトカーのほうがちよっと不審に思って職務質問をかけたところ、においがしたということで検知したら、基準を超えていたということで検挙ということになりました。

以上でございます。

○小杉直委員 中身はわかりましたが、何でこれが役所にわかったのかな、あなたたちに。それが聞きたかった。

○福島会計課長 これは、交通事故、交通違反に関しましては、所属長のほうに直ちに報告する義務がありますので、当日のうちに私のほうに報告がございました。

○小杉直委員 飲酒運転は悪質な違反ですが、軽微な違反でも、違反して検挙されたならば所属長に報告せんといかぬようになってるわけですか。



○福島会計課長 先ほど4点目で言いましたけれども、高速道路で後部座席のシートベルト違反、これにつきましては、これは翌日になりましたけれども、私のほうに報告がございました。

○小杉直委員 シートベルトは公務中でしょうばってん、最初に聞いたつは私用中だったけんですね。何であなたたちがわかったつかなと思うて、ちょっと素朴な質問でした。わかりました。ありがとうございました。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○岩中伸司委員 今の説明で、飲酒運転、二日酔いなんかも、酒が残っとるかどうかわからぬもんで、何かその中で、探知器か何か、それを検討するとか説明なかったですかね。

○福島会計課長 アルコール検知器に関しまして、会計課のほうで去年購入いたしました。自家用車で公務出張する際に、事前にそれで検知して、それを別の人間が確認して、委員おっしゃったような、二日酔いとか、酒気が残っていないことを確認してから自家用車で公務出張を許可するというようなことにしております。

○岩中伸司委員 私の感想ですが、県庁でもそこまでせなんかなというのが一番あってですね。何かトラックの運転手さんは、全部出勤したら調べられるそうですけれどもね。県庁でそういうことをせなんというのは、本当残念でですね。

○松田三郎委員長 来てからしかわからぬわけですね。来るまでは各自でチェックせなんと。

○氷室雄一郎委員 今の説明でちょっとわからぬのですけれども、公務中に交通法規違反というのは、高速道路で後部座席の人がベルトはしとらぬというのは、これはめったなことでは指摘はないんじゃないですか。どうしてわかったんです。どこかで、ほかのことで何かあったんじゃないんですか。

○福島会計課長 まず、基本的に高速道路は、後部座席というか、一般道も含めて、後部座席がシートベルトをするのが義務づけられております。これが発覚しましたのは、料金所を出るときに高速道路機動隊のほうが見て、確認したということでございます。

○松田三郎委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○松田三郎委員長 なければ、これで出納局及び各種委員会等の審査を終了します。

次回の第8回委員会は、11月25日月曜日午前10時に開会し、取りまとめを行うこととしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。ありがとうございました。

午後2時32分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長